

令和 8 年第 2 回千代田町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 日 6 月 8 日（月曜日）

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会（午前 9 時 0 0 分）	5
○開会の宣告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○一般質問	5
金 子 浩 二 君	6
畑 中 弘 司 君	1 3
茂 木 琴 絵 君	2 2
橋 本 和 之 君	3 0
大 谷 純 一 君	3 7
○次会日程の報告	4 7
○散会の宣告	4 7
散 会（午後 1 時 3 9 分）	4 7

第 2 日 6 月 9 日（火曜日）

○議事日程	4 9
○出席議員	4 9
○欠席議員	5 0
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 0
○職務のため出席した者の職氏名	5 0
開 議（午前 9 時 0 0 分）	5 1

○開議の宣告	5 1
○報告第 4 号の上程、説明、報告	5 1
○報告第 5 号の上程、説明、報告	5 1
○議案第 2 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 3
○議案第 2 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 6
○議案第 2 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 7
○議案第 2 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 4
○同意第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 5
○同意第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 6
○同意第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 7
○同意第 6 号～同意第 1 4 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	6 8
○次会日程の報告	7 2
○散会の宣告	7 2
散 会 （午前 1 0 時 2 3 分）	7 2

第 5 日 6 月 1 2 日（金曜日）

○議事日程	7 3
○出席議員	7 3
○欠席議員	7 3
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	7 3
○職務のため出席した者の職氏名	7 4
開 議 （午前 9 時 0 0 分）	7 5
○開議の宣告	7 5
○閉会中の継続調査の申し出	7 5
○日程の追加	7 5
○議案第 2 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 5
○町長挨拶	7 6
○閉会の宣告	7 8
閉 会 （午前 9 時 1 5 分）	7 9

千代田町告示第 9 1 号

令和 8 年第 2 回千代田町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 8 年 6 月 2 日

千代田町長 高 橋 純 一

1. 期 日 令和 8 年 6 月 8 日
2. 場 所 千代田町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応招議員（11名）

1 番	畑	中	弘	司	君	2 番	茂	木	琴	絵	君
3 番	金	子	浩	二	君	4 番	橋	本	博	之	君
5 番	原	口		剛	君	6 番	大	澤	成	樹	君
7 番	橋	本	和	之	君	8 番	大	谷	純	一	君
9 番	森		雅	哉	君	10 番	柿	沼	英	己	君
11 番	酒	巻	広	明	君						

○ 不応招議員（なし）

令和8年第2回千代田町議会定例会

議事日程（第1号）

令和8年6月8日（月）午前9時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（11名）

1 番	畑	中	弘	司	君	2 番	茂	木	琴	絵	君
3 番	金	子	浩	二	君	4 番	橋	本	博	之	君
5 番	原	口		剛	君	6 番	大	澤	成	樹	君
7 番	橋	本	和	之	君	8 番	大	谷	純	一	君
9 番	森		雅	哉	君	10 番	柿	沼	英	己	君
11 番	酒	巻	広	明	君						

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	高	橋	純	一	君				
副	町	長	宗	川	正	樹	君			
教	育	長	田	島	育	子	君			
総	務	課	長	茂	木	久	史	君		
総	合	政	策	課	長	須	永	洋	子	君
会	計	管	理	者	兼					
税	務	会	計	課	長	大	谷	英	希	君
住	民	生	活	課	長	高	田	充	之	君
保	健	福	祉	課	長	下	山	智	徳	君

産業振興課長兼
農業委員
事務局 長

赤 井 聡 君

建設下水道課長

坂 部 三 男 君

都市整備課長

大 川 智 之 君

教育委員会
事務局 長

森 田 晃 央 君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局 長

久 保 田 新 一

書 記

山 邊 悠 以

書 記

鈴 木 貴 士

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長（酒巻広明君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年第2回千代田町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○議長（酒巻広明君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

今定例会に付議される案件は、町長提案の報告2件、条例改正1件、和解1件、補正予算2件、人事案件12件であります。

続いて、例月出納検査結果報告については、令和8年2月分から3月分までが監査委員よりなされておりますので、報告いたします。

出席説明員については、あらかじめ配付いたしました一覧表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長（酒巻広明君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今定例会の会議録署名議員は、千代田町議会会議規則第125条の規定により、

9番 森 議員

10番 柿 沼 議員

以上、2名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（酒巻広明君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から12日までの5日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（酒巻広明君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から12日までの5日間と決定いたしました。

○一般質問

○議長（酒巻広明君） 日程第3、一般質問を行います。

質問の順序は、通告順といたします。なお、質問は、全員一問一答方式で行います。

最初に、3番、金子議員の登壇を許可いたします。

3番、金子議員。

[3番（金子浩二君）登壇]

○3番（金子浩二君） 改めまして、おはようございます。議席番号3番、金子浩二でございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

初めに、利根川河川敷におけるマムシ対策について質問いたします。利根川河川敷に隣接するなかさと公園では、現在キャンプ場の整備が進められており、今後は水上アクティビティの展開も検討されると伺っております。これにより、町内外からの来訪者の増加が期待され、本町の新たな魅力創出につながる重要な取組であると認識しております。

一方で、利活用が進めば進むほど、安全対策の重要性はこれまで以上に高まります。特に河川敷の草むらなどに生息するマムシは、気温が上がるこれからの時期が活動が活発となり、咬傷事故のリスク、かまれる事故のリスクが高まることが懸念されます。この問題は、日常的に散歩やウォーキングなど、河川敷を利用している地元住民にとっても身近な問題であり、安全対策は事故が起きてから対応するのではなく未然に防ぐことが基本であり、予防を前提とした取組が求められます。

そこでお伺いします。利根川河川敷におけるマムシの目撃情報や咬傷被害、かまれた被害について、町としてどのように把握しているのかお聞かせください。また、それらの情報をどのように安全対策に生かしているのかお伺いいたします。坂部建設下水道課長、お願いします。

○議長（酒巻広明君） 坂部建設下水道課長。

○建設下水道課長（坂部三男君） 皆さん、おはようございます。

それでは、ご質問にお答えいたします。マムシの目撃情報や被害状況の把握方法についてでございますが、町がこれらの情報を把握する方法といたしましては、ほとんどの場合、マムシを目撃した方や被害に遭われた方本人からの通報、または間接的に職員等が知り合いの方から聞いた情報等により把握をしております。

また、情報をどのように安全対策に生かしているかについてでございますが、御承知のとおり、マムシの目撃や咬傷被害につきましては、利根川の堤防や河川敷で発生することが多く、町が情報を入手した際には、利根川を管理しております国土交通省利根川上流河川事務所川俣出張所に情報提供を行いまして、マムシに関する注意看板の設置を依頼したり、また状況に応じて町で看板を作成して設置をしております。看板の設置場所につきましては、目撃や被害のあった場所だけではなく、沿川で人が立ち入る可能性のある坂路など、複数箇所に設置するなどして、河川利用者への安全確保のため、注意喚起を促しております。

○議長（酒巻広明君） 3番、金子議員。

[3 番（金子浩二君）登壇]

○3 番（金子浩二君） ありがとうございます。

続いて、キャンプ場の環境整備についてお伺いいたします。草刈りなどの維持管理は、これからどのような体制で行われるのか。また、その実施頻度や管理範囲については、マムシの生息環境を抑制する観点から十分であると認識しているのか、お考えをお聞かせください。

更に、注意喚起についてであります。看板の設置や広報活動などにより、利用者への周知はどのように行われるのか。今後、キャンプ場や水上アクティビティーの利用拡大に伴い、町外からの来訪者が増加することを踏まえ、より分かりやすい表示や多言語対応など、観光利用を意識した対策が必要と考えますが、現在の取組と今後の対応についてお聞かせください。

加えて、利根川は国が管理する河川であることから、河川管理者との連携が不可欠であります。キャンプ場の安全確保という観点から、国や関係機関とどのような連携体制を構築し、安全対策に取り組んでいるのかお聞かせください。須永総合政策課長、お願いいたします。

○議長（酒巻広明君） 須永総合政策課長。

○総合政策課長（須永洋子君） ご質問にお答えいたします。

仮称ではございますが、ALOHA GLAMPING RESORT CHIYODAにおけるマムシ対策、特に堤防や河川敷の草刈りの頻度と、河川管理者である国土交通省との連携体制についてお答えさせていただきます。本構想を進めるに当たり、利用者の皆様、特に小さなお子様連れのご家族が安心して自然と触れ合える環境を構築することは最優先課題であり、ご指摘のマムシ対策は非常に重要な安全管理の一部であると強く認識しております。マムシは、湿り気があり、身を隠せる背の高い草むらを好む習性があります。従って、生息環境を根本から排除するためには、徹底した除草による見通しの確保、それと乾燥状態の維持が不可欠です。一般的な河川敷の維持管理においては、年3回程度の草刈りが標準的ですが、グランピング施設やアクティビティーの拠点として活用するエリアにおいては、これでは不十分と考えております。当事業では、マムシの活動が活発になる5月から10月にかけて、最低でも月に1回、特にオートキャンプ場については2週間に1回程度の高頻度で草刈りを実施する計画としております。常に草丈を短く保つことで、マムシが寄りつかない安全な空間を維持いたします。

次に、河川管理者との連携についてでございますが、該当エリアは国土交通省の管轄する1級河川の河川敷であるため、事業者が独自の判断で環境を改変することはできません。そのため、利根川上流河川事務所と綿密に連携を図りながら安全対策を進める必要がございます。具体的には、国土交通省が定める河川管理のガイドラインを遵守し、更に助言や支援をいただきながら、町は適宜注意喚起を実施し、事業者は自らの責任と費用負担において、対象エリアの定期的な草刈りや清掃活動を行う枠組みを構築することで、利用者の安全対策に努めてまいります。

ご指摘のありました注意喚起については、多言語など、また広報の注意喚起の手段についても考え

ていきたいと思っております。

関係機関としっかりと連携することで、自然の魅力と安全性が両立した施設づくりに尽力してまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（酒巻広明君） 3番、金子議員。

[3番（金子浩二君）登壇]

○3番（金子浩二君） ありがとうございます。周知の看板ですが、今、なかさと公園に行ってみると外国人の方が結構いらっしゃるの、その人たちに合わせた言語ですか、それで周知していただければより安全対策になるのかなと思います。

また、草刈りの頻度も今まで以上にやっていただけるというふうに理解させていただきました。

今後、なかさと公園を核とした利活用を進める中で、安全対策はその土台となるものであります。安全の見える化と予防の徹底をどのように図っていくのか、町の積極的な取組を求めるものであります。

利根川河川敷となかさと公園を核としたエリアは、本町にとって大きな可能性を秘めた地域資源であります。その利活用を進めるために安全対策を先行して取り組み、誰もが安心して利用できる環境を整えることが不可欠であります。こうした取組は、観光客だけでなく、日常的に利用する地元住民の安全安心を守る上でも極めて重要であります。

そこで、高橋町長にお伺いします。利根川エリアの利活用を進める中で、地元住民の安全、安心の確保と観光振興の両立を図るため、マムシ対策を含めた安全対策について、今後どのような方針で取り組んでいくのか、町長のご所見をお聞かせください。

あわせて、万が一、マムシにかまれた場合の対応として、治療費が高額になるケースもあることから、被害者の負担軽減を図る観点で、一定の上限を設けた医療費補助制度の創出についても検討すべきと考えますが、この点についても町長のご意見をお伺いいたします。高橋町長、お願いいたします。

○議長（酒巻広明君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 改めまして、おはようございます。利根川の豊かな自然は千代田町の大きな財産であり、その利活用を推進していくためには、地域住民の皆様の安全、安心が絶対的な前提となります。

今後の対策というのは、先ほど2名の課長が述べられたとおりであります。そのほかに現在の町のマムシ対策といたしましては、マムシを住宅地へ寄せつけないように、従来どおり堤内地から堤外地に向かって草刈り作業を進めるよう委託業者へ指導を徹底しております。更には、町が河川を占有している地域においては、マムシの注意喚起看板を設置し、利用者の啓発を行っているところであります。

また、陸上の対策に加え、今後の千代田町の観光振興を図る上では、水上における安全管理も同様に重要であると考えております。河川でのジェットスキー等の安全な航行ルールづくりやエリア分けについても、現在関係機関と協議、検討を進めている状況であります。

次に、万が一、被害に遭われた場合の医療費や補償の考え方についてお答えいたします。まず、ALPHA GLAMPING RESORT CHIYODA、仮称ですけれども、施設内及び事業者が提供するアクティビティー中に発生した事故、被害については、事業者が加入する施設賠償責任保険及びレクリエーション保険が適用されます。医療費等が適切に補償される体制となっていると報告を受けております。マムシ被害についても、一定の条件を満たせば補償は可能だそうです。一方で、施設外の一般的な河川敷エリアで地域住民の皆様が被害に遭われた場合についてですが、町から直接的な医療費補助を出すことは、現行制度上、困難な状況にあります。しかしながら、観光客に安心して訪れてもらえること、そして何よりも町民の皆様の安全な生活環境を守ることを最優先に考えますと、ご指摘のとおり、そういった支援の在り方について検討する必要があると考えております。

メディアでもご存じのように、全国的に熊が出没しております。被害も多くなっているわけがあります。人的な被害も多々増えてきております。本町でも、鹿やイノシシ、ハクビシン、キツネ、タヌキ、猿、マムシ、マムシ以外でも蛇等が目撃されています。自然界の中で、人的被害はマムシだけとは限らないと考えております。他自治体の事例等も注視しつつ、町としてどのような安全対策や支援の枠組みが構築できるか、今後の研究課題とさせていただきたいと思っております。

利根川の自然を恐れるのではなく、正しく管理し、安全に楽しむ本事業を通じて、その安心の輪を施設の中から千代田町全体へと広げていけるよう全力で取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（酒巻広明君） 3番、金子議員。

〔3番（金子浩二君）登壇〕

○3番（金子浩二君） ありがとうございます。グランピング施設内の事故に関して、けがに関しては保険が適用されるということですので、ほかの市外では熊の被害とかもありますから、それと一緒に重ねて考えると、なかなか町でそういう補償するのは難しいのかなとは思いますが、一つ、そういう安全ですか、マムシ対策についても、事故が起こる前の未然に防ぐ先手の取組を求めているかと思います。

続いて、地域資源を生かしたエネルギー政策について質問いたします。現在、原油価格の高騰や為替の影響により、エネルギー価格は不安定な状況が続いております。こうした外的要因に左右される状況は、自治体運営のみならず、町民生活にも大きな影響を及ぼしております。このような中で重要となるのが地域内でエネルギーを賄う地産地消の考え方です。本町には木質チップを製造している業者が存在しており、木質燃料を活用したエネルギー利用が可能な環境が整っていると考えます。これは、他自治体にはない大きな強みでありながら、現状では十分に活用されているとは言えないの

ではないでしょうか。

そこでお伺いします。町として、木質チップを活用したバイオマスエネルギーについてどのように認識しているのか。また、これまで導入に向けた検討が行われてきたのかお聞かせください。高田住民生活課長、お願いいたします。

○議長（酒巻広明君） 高田住民生活課長。

○住民生活課長（高田充之君） ご質問にお答えいたします。

木質チップなどのバイオマス資源は、カーボンニュートラル社会の実現に向け、不可欠なエネルギー資源であると認識しております。太陽光や風力といったほかの再生可能エネルギーとは異なり、気候条件に左右されないエネルギー資源であります。更に、化石燃料とは違い、持続可能な社会に向けて、長期的に安定して使えるエネルギー資源でもあります。

また、木質バイオマスエネルギーは、間伐材や製材所の端材、建築廃材などを原材料としております。これらの地域資源を活用することは、エネルギーの地産地消につながり、資源の収集や管理に係る産業を生み出すことで、地域経済の活性化にもつながるものと考えます。

バイオマス資源をこれまで公共施設への導入に向けた検討が行われてきたのかの質問になりますが、平成20年頃に役場庁舎の空調設備にペレット式冷暖房設備、令和4年には原油価格高騰により、温水プールにチップボイラー設備の導入を検討してきた経緯があります。

以上です。

○議長（酒巻広明君） 3番、金子議員。

[3番（金子浩二君）登壇]

○3番（金子浩二君） ありがとうございます。これまで導入に向けた検討が行われてきたことは理解いたしました。エネルギー価格の高騰や脱炭素への流れが進む中で、当時と現在では状況も大きく変化してきていると思います。本町には木質資源という強みがあります。改めて、燃料比較や実証導入も含め、現実的な可能性を再検討していただければと思います。

続いて、具体的な活用についてであります。木質バイオマスボイラーを活用した公共施設での熱利用など、モデル的な導入から始めることが現実的であると考えます。先ほど高田課長の答弁にもありましたように、町内の公共施設におけるエネルギー利用の中でも、温水プールなどは年間を通じて多くの熱エネルギーを必要とする施設であります。現在使用している燃料と木質チップを活用した場合のコストの効果や比較検証することは、バイオマス燃料導入の第一歩として非常に有効であると考えます。温水プールにおける現在の燃料費の実態と、近年の燃料高騰による影響についてどのように認識しているのか。また、こうした状況を踏まえ、公共施設における燃料比較や実証的な導入に着手し、その効果や課題を検証していく考えをお聞かせください。教育委員会、森田局長お願いします。

○議長（酒巻広明君） 森田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森田晃央君） ご質問にお答えいたします。

現在、温水プールのボイラーは重油を燃料としておりますが、昨今の国際情勢を背景とした燃料価格の高騰によりまして、施設運営における財政負担は増加傾向にございます。燃料価格を比較しますと、今年度の１リットル当たりの平均価格は116.6円で、３年前の令和５年度では99.88円で、５年前の令和３年度は92.24円でありますので、５年間で24.36円の増となっております。

また、令和７年度の燃料費の総額を令和３年度と比較をしますと、約160万円の増となっております。脱炭素化の推進及びランニングコストの低減は重要な課題であり、木質バイオマスボイラーの導入は、化石燃料の消費を抑え、CO₂排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラルを実現するとともに、ランニングコストの削減に期待ができ、エネルギーの地産地消や経費の安定化に寄与する有効な選択肢の一つであると認識しております。そのため、先ほど高田課長からも答弁がございましたとおり、教育委員会では令和３年度から４年度にかけまして、木質バイオマスボイラーの見積書を取り寄せまして、検証した経緯がございます。一方で、本施設への導入に当たりましては、イニシャルコスト、つまり機器、附帯設備の費用は、一般的な化石燃料ボイラーよりも高騰になるほか、木質チップの安定的な調達体制や燃料保管のスペース、サイロ、灰の清掃や保守点検等の維持管理費など、検証すべきハードルは多数存在しております。つきましては、今後も施設の長寿命化を図りつつ、エネルギー情勢の動向を注視するとともに、先進自治体の事例調査や関係所管との情報共有を進めさせていただいて、費用対効果の視点から、慎重かつ継続的に調査研究を深めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（酒巻広明君）　３番、金子議員。

〔３番（金子浩二君）登壇〕

○３番（金子浩二君）　ありがとうございます。バイオマスボイラーを導入するに当たって、いろいろな問題が起きると思います。ですが、この先いろいろ考えまして、燃料高騰はなかなか収まるものではないと思うので、施設の更新だとか、そういう時期と一緒に継続的な検討をしてもらって、またそういうときに導入していただくように考えていただければと思います。

続きまして、近年、ＡＩの進展などにより電力需要の増加が見込まれており、安定した電力供給は地域の競争力を左右する重要な要素となってきます。そのような中で、本町のように木質資源を有する地域においては、木質バイオマス発電所の誘致という可能性も十分に考えられます。エネルギーを外部に依存するのではなく、エネルギーを生み出す町へと転換していくことは、企業誘致や地域経済の活性化にもつながる大きな可能性を持っております。現時点で具体的な計画がないとしても、将来を見据えた調査研究や可能性の検討を進めることが重要であると考えます。

最後に、高橋町長にお伺いいたします。本町には木質チップという地域資源があり、エネルギーの地産地消を実現できる可能性を有しております。また、将来的には発電事業の展開も視野に入れることで、地域の自立性や競争力を高めることができると考えます。本町の地域資源を生かしたエネルギー政策について、どのような将来像を描き、どのような方向性で取り組んでいくのか、高橋町長のご

所見をお聞かせください。

○議長（酒巻広明君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 町内には、木質チップを生産、販売する企業が立地いたしております。その年間生産量は6万トン以上であり、県内の木質バイオ発電施設等に燃料チップとして供給していると伺っております。また、バイオマス発電、ボイラー等の設置に関しましては、先進地の導入事例を見ますと、燃料となる資源は安価なものの、規模によりますが、設置費用が高額となっております。地域資源を生かしたエネルギーといえば、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどがあり、化石燃料に代わるクリーンなエネルギー源であります。中でも太陽光と太陽熱、水力とバイオマスが当町でも安定的に利用できるエネルギー源であると考えております。エネルギー政策としましては、バイオマスのみにとどまらず、太陽光や太陽熱、河川や下水道を利用した小水力発電なども検証しまして、費用対効果を鑑みながら、町の特性に合った政策の検討をしてみたいと考えております。

議員の述べるように、いろんなバイオ燃料、エネルギーの供給も含めた中であると思うのです。以前も新福寺地区におきまして、これ油を使った、あとはヤシの実を使った油ですよね、これの事業展開を考えている業者がおりました。これも相当な資金が必要だと思います。住民の反対等々もございまして、千代田だけではなかったですけども、隣町の呂宋町もありました。等々も含めた中で、環境によろしくないというお話もあるのです。ですので、これはいろんなことを総合的に考えて判断していく必要があるかなというふうに考えております。町のほうも、この後のほかの議員の質問にもありますが、電力供給とかそういう話はあると思うのですけれども、いろいろ総合的に我々も考えまして、施設を造る資金がどのくらいかかるか、それを使っていくとどのくらいの効果があるか等々も含めて我々は総合的に考えて、これから検討していく必要があるかなと。地元確かにあるのですけれども、その辺を含めて、どのくらいの設備、補助金がどのくらいかかるかとか、その辺をいろいろ検討しながら、設置するときは設定していく必要があるかなというふうに考えています。

以上です。

○議長（酒巻広明君） 3番、金子議員。

[3番（金子浩二君）登壇]

○3番（金子浩二君） ありがとうございます。本町に木質資源という強みがあること、そしてエネルギーの地産地消の可能性について一定の認識が示されたことは大変重要であると受け止めております。今後は検討から一步踏み出し、まずは温水プールなどの公共施設における燃料比較、実証といった具体的な行動に移していくことが必要であると考えます。エネルギー政策は、単なるコスト削減ではなく、地域が稼ぐ力を生み出す重要な分野であります。本町が電気を生み出すまちへと転換していくことは、企業誘致や雇用創出にとどまらず、地域ブランドの向上やふるさと納税の新たな価値にもつながる大きな可能性を持っております。そして、何よりこうした取組や、未来の子供たちに持続可

能で誇れる地域を引き継ぐための責任ある選択であると考えます。エネルギーを消費する町から生み出し、外から資金を呼び込む町へ、そうした将来像をしっかりと描き、未来の子供たちのためにもぜひ一歩踏み出した取組を進めていただくことを要望いたします。

議席番号3番、金子浩二の一般質問をこれで終わりにいたします。ありがとうございます。

○議長（酒巻広明君） 以上で3番、金子議員の一般質問を終わります。

続いて、1番、畑中議員の登壇を許可いたします。

1番、畑中議員。

[1番（畑中弘司君）登壇]

○1番（畑中弘司君） 議席番号1番、畑中弘司です。議長に登壇の許可をいただきましたので、通告に従いまして、本日一般質問のほうをさせていただきたいと思います。

本日は、将来の町にとって大切な人口減少を少しでも抑える対策として、大きな項目2つほど質問をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、最初の質問でございますが、本町では、現在進められている不妊治療費助成金制度について質問をさせていただきます。現在の日本では、男女にかかわらず、働き方の変化や社会の変化、様々な理由から晩婚化している状況が進んでおり、不妊症の確率が上がってしまう大きな理由とも言われております。最近の国の報告では、不妊を心配したことのある夫婦は約39%、2.6組に1組とされ、その中の夫婦の22.7%、約4組から5組の方が不妊症による検査、もしくは治療を受けたことがあるとされております。

本町では、ここ近年、どのくらいの方が不妊治療の助成を利用され、どのような制度であるのかを下山保健福祉課長にご質問させていただきます。

○議長（酒巻広明君） 下山保健福祉課長。

○保健福祉課長（下山智徳君） ご質問にお答えいたします。

不妊治療費助成事業につきましては、お子さんを希望しながらも、恵まれないご夫婦への支援を図ることを目的に、医師が必要と認めた不妊治療に要した検査費及び診療費につきまして、保険対象内、対象外にかかわらず、その負担額の2分の1を助成しておりまして、助成金の限度額は1年度当たり10万円、助成期間は連続する5年度となっております。

助成金の交付件数につきましては、令和5年度が、20代が2件、30代が6件、40代が3件の計11件、令和6年度が、20代3件、30代12件、40代4件の計19件、令和7年度が、20代1件、30代9件の計10件となりまして、合計では30代が半数以上を占めております。

以上です。

○議長（酒巻広明君） 1番、畑中議員。

[1番（畑中弘司君）登壇]

○1番（畑中弘司君） 先ほどの説明の中で、助成金制度の説明がございました。この助成金制度で

すが、自治体によっては独自の助成金を行っているところもございますが、本町でもかなり昔、現在より多い金額の助成金制度を行っていた時期というのもあったと伺っております。現在の制度ですと、先ほどご説明いただいたとおり、1年度当たり10万円として、助成期間は連続する5年とするとございますが、この要綱というのは何年前頃制定されたのか、お答えいただける範囲で結構ですので、お答えください。

○議長（酒巻広明君） 下山保健福祉課長。

○保健福祉課長（下山智徳君） ご質問にお答えいたします。

現行の内容に関しての要綱の運用につきましては、令和2年度に現行の先ほどご説明させていただいた内容の要綱が運用開始されております。

以上です。

○議長（酒巻広明君） 1番、畑中議員。

[1番（畑中弘司君）登壇]

○1番（畑中弘司君） 先ほどご説明いただいた令和2年度にこの助成金制度が制定されたということでしたが、これちょっとした参考なのですが、5年前ですと、この不妊治療の確率というのも0.2%ぐらい下がっている状態で、年々上がっているような状況というのが今現在の状況でございます。この不妊治療の悩みには、治療がうまくいかない不安や焦り、いつまで続けられるかなど精神的な負担とともに、経済的な不安があるとも伺います。令和4年から不妊治療に関して、国の方針として保険適用となり、経済的な負担軽減になりましたが、年齢と回数など条件もあり、治療される方は、条件の中でできる限りよい結果が出るように、保険適用外で行う検査や治療、先進医療も組み合わせて行うケースが少なくございません。現在の経済情勢や社会情勢を乗り越えながらも、治療を諦めることなく努力を続けていく方の経済的な負担について、下山課長はどのようにお考えなのかご質問させていただきます。

○議長（酒巻広明君） 下山保健福祉課長。

○保健福祉課長（下山智徳君） ご質問にお答えいたします。

令和4年4月から不妊治療の保険の適用範囲が拡大されまして、以前は保険適用外であったタイミング法や人工授精などの一般不妊治療及び体外受精や顕微授精などの生殖補助医療、これらを含む基本的な治療につきましては原則3割負担で受けられるようになりまして、費用負担が軽減されているところでございます。加えまして、保険適用に伴いまして、高額療養費制度の利用も可能となり、これまでの高額な費用が障壁となっていた多くの方々の負担軽減につながっていると考えております。一方で、治療が長期に及ぶ場合や先進医療などの保険適用外の治療もあることから、助成制度の拡充後も、なお経済的な負担が生じていることも認識しております。町といたしましても、不妊治療を望む方々が安心して治療を継続できるような環境の整備が重要と考えております。

以上です。

○議長（酒巻広明君） 1 番、畑中議員。

[1 番（畑中弘司君）登壇]

○1 番（畑中弘司君） 先ほどの下山課長のご答弁のとおり、町も前向きにこういった状況を考えて検討しているというのをご確認くださいませました。ここ数年、本町は、特に福祉や育児に優しい町として、住みやすさと育てやすさが向上してまいりました。その理由といいますと、何といいましても、安定した財政で事業化できる町ということである話が前提の話になってきてしまうのですが、今後一人でも多くの子供たちが誕生していけるよう、そんなまちを創造する中で、不妊に悩まれている方に対し、町独自の助成金の見直しなどのお考えはございますでしょうか。こちら高橋町長にご質問させていただきます。

○議長（酒巻広明君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 本町では、一般不妊治療及び生殖補助医療の双方を助成対象としております。不妊治療の費用を幅広く助成しております。助成期間は連続する5年度としておりますが、1年度当たりの申請回数は制限を設けておらず、複数回の治療を受けた場合でも、その都度申請が可能となっております。不妊治療は費用が高額となることから、複数回の申請を可能とすることで、経済的な不安や負担を抑えながら、安心して治療を継続できるように助成を実施しております。また、お子さんを望まれ、不妊治療に真摯に取り組んでおられる方の支援は、本町の未来を築く上で極めて重要な課題であると認識しております。そのような方々の負担を少しでも軽減し、安心して治療に臨める環境を整えることは行政の責務であると考えております。補助制度における助成期間や助成額につきましても、引き続き国や近隣自治体の動向を調査研究をし、安心して不妊治療に臨める環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

国では、ご存じのように少子化対策として、いろんな政策を検討しておるのだと思うのですが、このままいきますと相当のお子さんの出生率も減ってくるという状況になっているのかなと。群馬県においても、もう20年、30年前ですかね、2.後半ぐらいの1組当たりの出生があったのですが、今、1.34とか1.4ぐらいの数字かなと思っております。全国的には東京都が若干コンマ幾つの世界で上がっているのだと思うのですが、その辺含めていくと、この政策というのは、もちろん我々の末端の自治体も必要なのですが、国の政策として、これは大きなやはり問題でありますので、少子化対策は国のほうの政策、その辺をいろいろ考慮しながら、各都道府県、群馬県は群馬県のいろんな政策を考慮しながらやっていく必要があるかなというふうに思っております。我々も県のほうにも、そういう機会がありますから、その辺も含めて要望を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（酒巻広明君） 1 番、畑中議員。

[1 番（畑中弘司君）登壇]

○1 番（畑中弘司君） 今回質問させていただきました件では、こうした悩みを持つ方が年々増加傾向にあります。現在も諦めることなく治療に励まれている方や、今後治療に臨む方にも希望となる政策であると同時に、時代に即した制度というものがこれから求められていくのではないかなと感じておりますので、ぜひともご検討のほうをお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

次の質問では、児童福祉について質問させていただきます。本町では、働く親の子育て環境を整えるとともに、子供たちには健やかに成長してもらうために、創意工夫を重ね、予算化し、こども園の運営を行える体制を整えております。そこには、田島教育長が掲げるつなげるをテーマに、幼少期から町独自の教育で義務教育につなげていくため、教育委員会の所管である大切な施設であると認識しております。そのこども園でございますが、多くの町民の方が利用できますよう、東西のこども園合わせて定員360名としておりますが、現在の利用者数と運営に必要となる全ての職員の数など、森田教育委員会事務局長にご質問をさせていただきます。

○議長（酒巻広明君） 森田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森田晃央君） ご質問にお答えいたします。

こども園においてお子さんをお預かりし、教育、保育に携わるために必要な職員の人数ですが、東こども園で17人、西こども園で30人であり、現在の職員数となっております。本町のこども園では、職員の配置基準としまして、園児の年齢に応じ、ゼロ歳児3人につき職員1人、1、2歳児6人につき職員1人、3歳児15人につき職員1人、4、5歳児25人につき職員1人が基本となっております。この基準は、子供の安全確保と保育の質向上のために、国が定めた最低基準であります。現在の東こども園の利用者数は、総数75人で、3歳未満児が27人、3歳以上児が48人であります。また、西こども園の利用者数は、総数157人、3歳未満児が64人、3歳以上児が93人となっております。本町では、きめ細やかな教育、保育の実施を念頭に、職員を配置しております。更に、特性のあるお子さんを多くお預かりしておりますので、個々の状況に応じた手厚い保育体制を取っております。そのため、職員の配置基準を遵守することはもちろんですが、支援が必要な園児への支援員の配置、早番、遅番への対応を考えますと、対応可能な利用者数は、現在の利用者数とイコールになると考えております。そして、年度途中での入園希望につきましては、即対応可能な年齢も若干ありますけれども、タイミングによっては希望をかなえるために、職員配置の体制を整えるために若干お時間をいただく場合もございます。

以上です。

○議長（酒巻広明君） 1 番、畑中議員。

[1 番（畑中弘司君）登壇]

○1 番（畑中弘司君） 先ほどの説明の中では、本年度利用されている方がお子さんで合計で232人ぐらいですかね。それと、職員の体制はおおむね整っているという見解でよろしいでしょうかね。

そこで、通常、こども園に入園を希望した場合、保護者が申込み期間内に入園申込みを行い、利用

要件などを審査した上で教育委員会が入園を決定しておりますが、年当初に入園もしくは通園ができなかった方、何人ぐらいいらっしゃるのでしょうかということで、先ほどちょっと答弁のほうで触れていただいたのですが、その辺詳しい人数。また、こういった理由でそれがかなわなかったのか、職員の調整とは言ったのですが、当初からこういった申込みをいただいているわけですからその辺がどうなったのかというのをもう一度森田事務局長にご質問させていただきます。

○議長（酒巻広明君） 森田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森田晃央君） ご質問にお答えいたします。

まず、こども園の入所に関しまして、毎年10月から広報させていただいて、11月中の申請書提出という運びになっております。その中には継続してこども園に通いたいという申請ももちろんございます。多くがゼロ歳児ですとか1歳児等に関しましては、初めてこども園に通いたいという中の申請がございます。その中に応じて、先ほど申し上げたとおり、ゼロ歳児を例えて申し上げますと、3人に1人という職員体制を整えなければなりませんので、またゼロ歳児につきましては、年度当初というよりも、年度の途中から追加といいますか入園をされるという状況もございますので、お時間をいただきながら職員を整えていくというような状況です。更に、年度途中、当初の申請はないけれども、年度途中でお仕事の関係であったりとか、そういった中でのご相談も受けております。その方たちには、大変申し訳ないのですが、先ほど申し上げたとおり、ちょっとお時間をいただきまして、職員体制を整えてからご返事をさせていただいているような状況でございます。

以上です。

○議長（酒巻広明君） 1番、畑中議員。

[1番（畑中弘司君）登壇]

○1番（畑中弘司君） ご説明ありがとうございました。先ほど人数のほうを伺ったのですが、明確なこの人数というのが示されなかったところで、確かに森田事務局長がおっしゃるとおり途中から入ったり、そういったことというのがあるかと思うのですが、私この質問では年当初に入りたいという方がいて、その子が入園できなかったというケースをお伺いしてしまして、実を言うと、先ほど事務局長がおっしゃったとおり、一般企業と言いますと語弊があるのですが、今の働くご家族の中で、女性は特に短い方ですと産休を1年ぐらいしか取らないという場合があります。その場合に、計画をもってこの入園の申込みをして、4月から例えば働きたいとか5月から働きたいといったときに、この職員の配置というものが理由で延ばされてしまったり、入園を少し保留にされてしまったり、そういったことになると非常に保護者が困ってしまうのではないかなと思うのですが、その辺に関して森田事務局長どのようにお考えですか。

○議長（酒巻広明君） 森田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森田晃央君） ご質問にお答えいたします。

やはり働き方改革という中で、いろんな働き方があるかと思います。企業によっては短期間で復帰

してほしいというご家庭もあるかと思います。そういった部分も含めまして、あとは相談の中で、取りあえず申し込んだけれども、園の状況に応じて、更に育児休暇が会社と相談した中で取れるというお子さんもいらっしゃいます。実際具体的な人数といいますと、ちょっと手元に詳細まではないのですが、毎年ゼロ歳児等であれば10名以上の方が当初から、更には年度途中ということも聞いております。そういった中で相談をさせていただきつつ、もちろंदどうしても預けたいというご家庭もいらっしゃいますので、そちらの希望をかなえるために体制を整えているというような状況でございます。

以上です。

○議長（酒巻広明君） 1 番、畑中議員。

[1 番（畑中弘司君）登壇]

○1 番（畑中弘司君） ご説明のほうありがとうございました。いろいろお話を伺っているところなのですが、こういったところが運営側と利用者側の要求というところで次の質問につながっていくわけなのですが、立場上、私に対して何名かの保護者の方から、こども園について入園を保留にされてしまったとか、通園を数か月遅らせてくださいと言われてしまって困っている方が相談に来ることがございます。お子さんを預かることのできない理由は、職員が足りていないということでした。この職員不足の問題に関しましては、行政側も募集を行うなどの努力をしているのを承知はしておりますが、保護者側からしますと入園できなかったというとても深刻な悩みとなり、中には町外の施設を利用するケースというものもあるようで、子供の成長とともに、マイホームを購入する際、選択肢として町外を考えてしまうきっかけにもなってしまうこともございます。

本町では、児童福祉事業に多くの予算をかけておりますが、このことに限らず、運営側と利用者側の満足度というものは高められているのか。また、先ほども含めてお互いの要求に対して教育委員会はどうのようにして把握に努めているのかというものを田島教育長にご質問させていただきます。

○議長（酒巻広明君） 田島教育長。

[教育長（田島育子君）登壇]

○教育長（田島育子君） 改めまして、よろしくお願いいたします。入園に関しましては、いろいろご心配をおかけしておりますけれども、前向きに対処していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、ご質問にお答えいたします。本町では、町の全体予算の中で、かなり高い割合で教育費の予算をいただいております。本当に感謝しております。町長は、日頃から、子供たちは町の宝というふうによく口にしておられます。本町の宝である子供たちの未来が少しでも輝くものになるよう、今後さまざまな策を練っていききたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

さて、今回のご質問ですけれども、教育の中でもこども園関連ということですので、こども園に焦点を当てて回答させていただきます。まず、満足度というご質問なのですけれども、個々に基準が違ったり、それから近々の出来事によって結果が変わったりしますので、捉え方によっては少し難しい

と思われます。ここでは、全体の傾向と個人的な課題に分けてお答えしたいと思います。

こども園では、保護者全体の満足度を確認するために、年2回実施しています園評価アンケートの結果を活用しています。全体の傾向を確認する評価項目は9つありまして、具体的には、ちょっと長くなってしまうのですが、1、こども園は、園生活や子供の様子を分かりやすく伝えていると思いますか、2、こども園は、お子さんについて気軽に相談できる雰囲気がありますか、3、こども園は、地域の施設や人との連携、交流を図っていると思いますか、4、こども園は、子供たちの発達や興味、関心に応じて様々な活動を計画し、工夫して保育をしていると思いますか、5、お子さんは、こども園で友達や先生との遊びや生活を楽しんでいると思いますか、6、お子さんは、友達や身近な人と挨拶や必要なやり取りをする姿が育っていると思いますか、7、お子さんは、着替えや早寝早起き、朝御飯等の生活習慣が身についてきていると思いますか、8、こども園は、生活しやすい、清潔、安全な生活環境づくりを行っていると思いますか、9、こども園は、子供たちに安全についての指導を行っていると思いますかの9項目になります。令和7年度の結果を見ますと、そう思う、大体そう思うを合わせて9項目全部、東西こども園ともに90%を超えております。この結果から、9割以上の保護者がおおむね満足していると捉えることができます。また、個々の保護者のご意見や満足度については、こども園と保護者をつなぐ連絡業務支援アプリ「C o D M O N」を使い、園だよりや保健だよりなどの情報発信を行いながら、連絡ノートや園評価アンケートの記述欄、登園、降園の時間を利用した情報交換などで把握しております。その内容は、子供の成長を喜ぶものからふだんの生活の楽しい様子、体験活動の重要性や行事に対するお礼など、保護者の感謝の気持ちが多い内容になっております。中には、園や先生方への要望や苦言もありますので、それに関しましては先生方ですぐに話し合いまして、保護者に解決策をお伝えするように心がけております。

こども園職員の満足度ですけれども、管理職による面談、人事評価、意見交換の場を設けて、日頃から職員がどう考えているのか把握に努めているところです。先生方の満足度にはかなり個人差がありまして、担任としてばりばり仕事をすることに生きがいを感じている方もいれば、気にかかる子供たちの支援に力を入れたいというふうに考える方もいます。昨年度から主幹教諭を園全体の教育や保育を客観的に見る立場として活用し、担任から外しまして、各教室に入って助言を重ねることで、今までよりも各職員から活発に意見が出されるようになりました。先生方の満足度は高まっているのではないかと考えております。そして、教育委員会では、月1回の園長会議、主幹教諭会議を通して現場の意見を聞きながら、働き方改革に努め、情報共有を図っております。また、課題解決のために、総務係が主になるのですが、担当職員がこども園に出向きまして、少しでも現場とつながるよう心がけているところです。実は、先日なののですが、園長先生と主幹教諭の先生方とちょっといろいろ長時間かけて話し合いました。こども園の今年度の目標、今まで足りなかったことは何だろうとか、これから具体的にどういうことをやりたいのかというのを中心に話し合ったのですが、こども園の今年度の目標なのなのですが、活動の見える化というふうにしました。いろいろ工

夫しながら、情報のアウトプットを心がけまして、皆さんにご理解していただけるよう努力していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（酒巻広明君） 1 番、畑中議員。

〔1 番（畑中弘司君）登壇〕

○1 番（畑中弘司君） 大変丁寧なご説明ありがとうございました。9 割ぐらいの方が利用者也満足されて、先生方も比較的満足されているということで、そんな中でもいろんな意見を聞きながら把握に努めて運営を行っているということを理解したのですが、一番の要求というのがやはりこども園にしっかりと入りたいと。千代田町で生まれた子は、申込みがあった場合には例外なく入園できて、入園できたからこそ、先ほど田島教育長がおっしゃったような、すごくいい環境であるこども園の生活というのができるかと思しますので、その辺で互いの要求というものはいろいろ見解がありまして、全てをかなえることは大変困難だと思いますが、今回の件では、本町は待機児童ゼロと言っている中で、少なからず保護者から入園に関する相談があるということを考えますと、肝心のこども園の運営体制についての要求は把握がし切れていないのかなと、そんなふうにも感じます。

また、こういったことが、一番最初に質問させていただいたのですが、人口減少を抑える対策にもつながっていくのかなと思いますが、田島教育長はこの辺のご見解をどのように思っているか、よろしく願いいたします。

○議長（酒巻広明君） 田島教育長。

〔教育長（田島育子君）登壇〕

○教育長（田島育子君） 私の理想なのですが、千代田の子供たちが100%千代田のこども園に通って、その子たちが小学校に上がってくというのが理想です。今のところそういうのがかかっていないのですが、お母さんの働き方とかいろんな事情で入園できない方、それからほかの市町に行かれる方、いろいろいるのですが、できる限り100%に近づきたいという思いがあります。なぜかという、つなぐという意味で、小学校教育にこども園教育って物すごく大事なんですよね。学び方の基礎を本当に築く上で大事でありまして、そこをしっかりとしない限りやっぱりその義務教育がうまくいかないというのが現状ですので、そこを把握しながら、これからも少しずつなのです。本当にぱっと変わるといってお見せしたいのですが、なかなかそこがうまくいかずに、今までの伝統を少しずつ変えながら、11年度までにはどうにか、もうちょっと見える化をしまして、園の魅力を発信する力を今まであんまりしなかったような気がしていますので、そこを発信しながら、またちょっと検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（酒巻広明君） 1 番、畑中議員。

〔1 番（畑中弘司君）登壇〕

○1 番（畑中弘司君） いろいろな教育長の思いというものを伺って、ただ町で運営することであり
ますから、もしそういったこども園に入れないということがありますと、我々は体裁上、待機者ゼロ
だと言っているのですが、そういったところがかなくなってどうしても行政の責任になってしま
うのかって、そんな気がするのですが、その辺を踏まえて、本日通告にはなかったのですが、高橋
町長、ご意見いただければと思うのですが、よろしくお願いいたします。

○議長（酒巻広明君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 通告にはなかったのですが、お答えしたいと思います。

まず、ご存じのように、自分の記憶ですと、確か広域入所、多分4,000万ぐらいの支払いを我々し
ていると思うのです。もちろん我々のところに町外から来るお子さんを預かるにはお金入ってきます。
その差額等を、皆さんも計算して分かるように、まず先ほど議員が述べられたように、待機者ゼロな
のです。我々の目標は。理想と現実は違うのです。でも、極力受け入れる体制はつくっていきたく
と思っています。保育園の先生方も、先月、2名プラスいたしました。また、若干名また募集かけてい
ます。産休で休んでいる先生方いるのですけれども、それがために先ほど答弁したように、全部で五
十何名、先生方の人数、先ほど答弁出たと思うのですけれども、それ以上はいると思うのです。いる
と思うというのは会計年度職員、更には派遣もおると思うのです。人が足りないからそこで賄って
いるわけですね。ですので、その辺をよく検討しながら、我々ももう一回精査して、教育委員
会とよく精査しながら、配置も含めた中で一人でも多くの人に受け入れられるようにやっていき
たいと、こう考えております。

以上です。

○議長（酒巻広明君） 1 番、畑中議員。

[1 番（畑中弘司君）登壇]

○1 番（畑中弘司君） すみません、通告にないのにお答えいただきましてありがとうございました。

私は、本年度の予算特別委員会のときに、児童福祉事業の全体の大きな予算の在り方について執行
部の皆様に質問をして、たしか他の町村に引けを取らないほどの予算であると。予算的にもいい環境
であると、そういったお答えをいただいたのを思い出しますが、確かに公営で行うこども園という
のは民間とは違い、利用を希望する町民の方々に幅広く受入れをするために、私どもが想像する以上
に運営に困難があるとも考えております。ですが、行政で運営を行う施設である以上、利用される方
には、より利便性を高くするとともに、不満、不安を与えないように努力と協力を重ねながら福祉事
業を確立させていかなければならないと思いますので、どうか教育委員会の方針の下、さらなるご
尽力をお願いいたしまして、本日、私からの一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（酒巻広明君） 以上で1 番、畑中議員の一般質問を終わります。

ただいまから10時30分まで休憩といたします。

休 憩 （午前10時12分）

再 開 （午前10時30分）

○議長（酒巻広明君） 休憩を閉じて再開いたします。

続いて、2番、茂木議員の登壇を許可いたします。

2番、茂木議員。

[2番（茂木琴絵君）登壇]

○2番（茂木琴絵君） 議員番号2番、茂木琴絵です。議長に登壇の許可をいただきましたので、通告書に従い質問させていただきます。

子供の学力向上と今後の図書館の在り方についてお尋ねしたいと思います。まず、本町の東西小学校、中学校の学力についてお聞きします。現在、本町の児童生徒の学力は、学年、年代によって差異があるとは思いますが、どのような状況なのでしょう。文部科学省が実施した令和7年度全国学力・学習状況調査などの結果から群馬県全体を見ると、全国平均とあまり差異がないように感じます。しかし、特徴として書かれていることに、群馬県の小学6年生は、読書や国語に関する意識領域のスコアが高く、中学3年生は理科に関する意識や学力活用領域のスコアが高いという結果が出ています。全国の平均、過去の本町のデータから見て、向上している、低下しているなど、お教えいただけますでしょうか。教育委員会、森田事務局長お願いいたします。

○議長（酒巻広明君） 森田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森田晃央君） ご質問にお答えいたします。

小学校では、毎年、全国学力・学習状況調査、通称全国学調を、中学校では全国学調に加え、標準学力検査、NRTを実施しております。まず、全国学調についてですが、小学6年生と中学3年生を対象に全国一律で実施されるもので、国語、算数数学、理科の3教科について、全国平均との差や学力の傾向を見る調査となっております。一方、NRTは、中学校の全学年で実施しておりまして、国語、数学、理科、社会、英語の5教科について、全国基準の集団の中で、自分がどの位置の偏差値や段階にいるのかをはかるものでございます。なお、小中学校とも全国学調については4月に実施済みではありますが、結果がまだ公表されておりませんので、前年度の状況をお伝えしたいと思います。また、具体的な数字につきましては公表しておりませんので、ご承知おきいただければと思います。令和7年度の中学3年生、現在の高校1年生ですけれども、国語と数学の正答数は、それぞれ全国平均を下回り、理科は全国とほぼ同水準という結果でございました。ちなみに、令和6年度、現在の高校2年生ですけれども、国語と数学で全国平均を上回っております。また、令和7年度の小学6年生、現在の中学1年生ですけれども、国語が全国平均とほぼ同水準であった一方、算数と理科は、それぞれ全国平均を下回るといような結果でございました。ちなみに、令和6年度、現在の中学2年

生は、算数のみが全国平均を下回りました。

続きまして、中学校におけるN R Tにつきましては、4月に実施済みで、2年生が標準的、1年生、3年生は、若干ですが、標準を下回るものの、おおむね標準的な結果でございました。標準を下回った1年生は、社会がほかの4教科に比べて標準以下でしたけれども、英語はA L Tの充実や幼少期からの指導実施の成果が出たためなのでしょうか、平均を上回り、5教科全体を平均水準レベルまで押し上げた要因となっております。全国学調とN R Tは、調査の目的や内容が異なるため、結果の単純比較はできませんし、年度や学年ごとにその結果は異なりますので、一様に学力の向上や低下を判断するものではないと考えております。今年度より中学校では、子供たちが自ら学習計画を立てたり、学習を振り返ったりする自己調整タイムを6時間目後に設けるなど、これまでとは異なる新たな学びの取組もスタートしております。生徒たちが受け身ではなく自分で学びを調整しながら、主体的に学習へ向かう力を育てることを目指しておりまして、今後、こうした取組の成果が学習状況や学力の定着につながることを期待しているところでございます。

教育委員会では、全国学調やN R Tの結果を分析をしながら、児童生徒の学力の状況を丁寧に把握し、義務教育9年間を見通した指導改善につなげてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（酒巻広明君） 2番、茂木議員。

[2番（茂木琴絵君）登壇]

○2番（茂木琴絵君） ありがとうございます。先ほどの文部科学省が実施した、令和7年度になりますが、全国学力・学習状況調査などの結果、いろんなことが分かると思うのですが、教科に特化した特別授業や体験学習等をぜひ取り入れていただいて、理科等の特殊なものに関してはいろいろなものができると思いますので、そちらのほうのご検討もいただけるといいと思います。

また、生きる力を身につけることの重要性はもちろんですが、文武両道といった言葉のとおり、どちらにも偏ることなく伸び伸びと千代田町で成長してくれることを願っております。

では次に、タブレットの利用についてお尋ねをいたします。本町では、国のG I G Aスクール構想に基づき、令和3年度までに1人1台のタブレット端末整備が完了し、既に授業等で活用されているとは思いますが、タブレットを導入したことで、家庭の学習時間の増減はあったのでしょうか。

また、政府はデジタル教科書の関連法案を閣議決定いたしました。先行してデジタル化を取り入れたフィンランドなどでは、近年は、タブレットやパソコンへの過度な依存を見直し、デジタルと紙媒体を適切に使い分けるアナログ会議というものが進んでいます。特に小中学校では、集中力の低下や健康面の配慮から、モバイル端末の使用制限が導入されています。児童の発達段階を考慮して、鉛筆で書く感覚や集中力を養うために、紙の教材重視をした授業などがなされているようです。

先般、本町では、教科書等はデジタルと紙媒体を併用して行うとのことでしたが、小中学校等の児童の発達段階における過度なスクリーンタイムは、身体面、感情面の発達に悪影響を及ぼすと言われ

ています。小中学校におけるタブレットに関して、本町ではどのように活用していくのでしょうか。今後のビジョンをお聞かせください。森田事務局長、お願いいたします。

○議長（酒巻広明君） 森田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森田晃央君） ご質問にお答えいたします。

タブレット端末の導入によります家庭学習時間への影響についてですけれども、現時点において導入そのものを直接的な要因といたしまして、家庭内における学習時間が増減したことを示す客観的な裏づけはありません。一方で、家庭学習における学び方には変化が見られております。例えば本町で活用している学習支援ソフト、eライブラリにより、児童生徒が自分の理解度に応じて主体的に学習を進めたり、つまづいた問題について解説をすぐに確認したりできるなど、家庭学習の効率化や個別最適化が進んでおります。また、音楽の歌唱やリコーダー演奏、英語のスピーチ、国語の朗読などを動画で撮影しまして提出することで、児童生徒が目的意識や必要感を持って取り組めるとともに、教員が学習過程や成果を把握しやすくなっております。更に、教員側においても学習履歴を通して、どの児童生徒がどこでつまづいているのか、学級全体として、どの内容の理解が十分ではないのかを把握しやすくなり、授業改善や個別指導につなげているところでございます。加えて、算数などでは教科書掲載のQRコードから解説動画等にアクセスすることで、復習だけではなく予習にも活用ができ、授業前に基礎的な理解を進めるいわゆる反転学習の可能性も広がっております。また、日々の振り返りや学習記録をタブレット端末上に蓄積することで、自ら学びを調整する力、いわゆる自己調整学習の育成にもつながっていると考えております。将来的にはAI等の技術も活用しながら、一人一人の学習状況や学習習慣に応じた助言や支援を行い、家庭においても個別最適な学びを実現する環境づくりを目指してまいりたいと思っております。

次に、デジタル教科書についてであります。国においては、紙とデジタル、それぞれの特性を生かした教科書づくりを進める方向で制度改正の検討が進められております。本町といたしましても、現時点では紙とデジタルを組み合わせたハイブリッド型の活用を基本方針としております。その理由といたしまして、デジタルには動画、音声、拡大表示、学習履歴の蓄積など、理解支援や個別最適な学びに有効な特徴がございます。一方で、紙の教科書には、全体を見渡しながら学習内容を把握しやすい一覧性、ページを行き来しながら考える俯瞰性、手を使って書き込みながら思考を整理すること、また読書や紙面になれ親しむ学習基礎としての役割などのよさがあるとしております。本町としては、紙かデジタルかを二者択一で考えるのではなく、紙の教科書を基礎としながら、教科書に掲載されているQRコード等を通じて必要なデジタルコンテンツを活用することで、それぞれの強みを生かした学びの実現を目指してまいります。

今後も、子供たちにとりまして最適な学習環境とは何かという視点を大切にしながら、技術導入そのものを目的とせず、学びの質の向上につながる活用を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（酒巻広明君） 2番、茂木議員。

[2番（茂木琴絵君）登壇]

○2番（茂木琴絵君） ありがとうございます。先ほどのご答弁を聞きまして、ハイブリッド型を採用なさっているというのを聞いて安心をしました。タブレットが悪いと言っているのではありません。現に本町議会のほうでもタブレットの導入によるメリットが数多くあります。ただ、身体、脳の発達が未完全なうちにデジタルに偏り過ぎてしまうのは様々なデメリットをはらんでいます。子供のタブレットの使い過ぎには、ドライアイや近視の進行による視力低下やブルーライトによる睡眠不足、そして運動不足、姿勢の悪さ、筋力の低下といった身体面への悪影響を及ぼすおそれがあります。また、脳の発達遅延、特に長時間の利用は思考や感情をコントロールする前頭前野の発達を阻害する可能性があるという指摘されています。デジタル機器での読書は紙媒体で読むよりも、読解力や集中力が低下しやすいという研究結果もあります。幼少期からの過度な使用は、人と直接関わって学ぶべき社会性を身につける機会が減少し、コミュニケーション能力の低下にもつながります。9年間の小中学校生活では、紙の教科書とノートを使った学習のよさが見直されており、年齢や目的に応じた、先ほど森田局長のお話ししたようなハイブリッドな活用というのが望ましいと思われます。生きる力、集中して考える力を育てるために、アナログのよさを再評価し、バランスの取れた教育環境を整えていただけるようお願いいたします。

では次に、図書館の利用状況についてお尋ねをします。本町には、各小学校のほかに山屋記念図書館がありますが、それぞれの児童生徒の利用状況を簡潔にご教示ください。

また、図書は全てバーコードで管理されており、借りた本に関しては、現在、お薬手帳と言われる貸出記録が印字されたシールを貼り付けるタイプの図書館読書手帳が配布されていますが、こちらの活用状況はいかがでしょうか。

○議長（酒巻広明君） 森田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森田晃央君） ご質問にお答えいたします。

令和7年度における各図書館の貸出状況を申し上げたいと思います。東小学校の貸出総数は1万991冊で、全児童数140人で除すると児童1人当たり約85冊を貸出ししております。西小学校の貸出総数は2万9,209冊で、全児童数340人で除すると児童1人当たり約86冊を貸し出しております。中学校の貸出総数は3,741冊で、全生徒数276人で除すると児童1人当たり約14冊を貸出ししている状況でございます。山屋記念図書館では、学校のような詳細データではなく、大枠での数値であることをご容赦いただければと思います。児童への貸出総数が1,989冊で、登録者数138人で除すると、児童1人当たり約14冊を貸出ししております。また、生徒への貸出総数は229冊で、登録者数494人で除すると生徒1人当たり約0.5冊という貸出状況でございます。なお、学校図書館と山屋記念図書館では、購入する書籍、蔵書では内容が異なっております。基本的に、学校図書館では児童書、山屋記念図書館では絵本や知育絵本などの幼児書を中心に購入、蔵書しており、学校における図書館購入費は県内でも

規模の大きな予算となっております。

次に、図書館読書手帳ですけれども、これは平成29年度に新図書館システムの導入により読書手帳等の新機能の充実を図ったもので、自分が借りた本の履歴を山屋図書館内にあります蔵書検索、シール印刷用端末から履歴シールを印刷し、手帳に添付することで記録に残すことができるシステムでございます。この手帳につきましては、年間を通して希望者に配布しており、チャレンジ手帳とともに連携が図られ、19冊分のシール貼付でチャレンジ手帳にスタンプを押印することができるようになっております。しかしながら、これまでの児童生徒への普及率を考えますと伸び悩んでいるのが実情でございますので、今後は周知活動に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（酒巻広明君） 2番、茂木議員。

[2番（茂木琴絵君）登壇]

○2番（茂木琴絵君） ありがとうございます。

1つちょっと先ほどのご答弁で気になったことがあるのですが、東小学校、西小学校ではかなりの人数の生徒が貸出しに積極的というのはちょっと言葉が悪いかもしれないのですが、非常に読書率が多いと思うのですが、中学校では3,741冊と急激に減っているという要因は、まず一つ何なのでしょうか。それを教えていただければと思います。まずそれをお願いいたします。

○議長（酒巻広明君） 森田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森田晃央君） ご質問にお答えいたします。

中学校の状況が小学校と比べてあまり思わしくないというような状況なのですけれども、いろんな要因があるとは思いますが、何となく中学生になりますと活字離れもあるのかなと。図書館を訪れる生徒数というのは減っているものではなくて、場合によっては図書館司書の先生にいろんな相談事といいますか、ちょっと悩み相談といいますか、ちょっと小学校の図書館とは活用方法が違うのかなと。実際本を借りる場所ですので、本来であれば図書館に行って本を借りていただくというのが大前提なのですけれども、中学生になりますと、やはり小学生のような本の活用といいますか、先ほど申し上げた活字離れも一つの要因ではないかと考えているところでございます。

以上です。

○議長（酒巻広明君） 2番、茂木議員。

[2番（茂木琴絵君）登壇]

○2番（茂木琴絵君） ありがとうございます。確かに中学校になると学習の変化もありますので、図書館に行って本を読むということもあるでしょうが、図書館を使って学習をするということも多いのではないかなと思います。図書館自体を使うことは非常にいいことであるので、ぜひそのような形でプラスアルファとして、ライトノベルでも構いません。文字を読むという習慣を身につけていただければなと思います。

では、もう一つ、先ほどの図書館の読書手帳についてのお話を確認をさせていただきます。図書館の魅力として、ほんの少しだけ興味を持った本や雑誌を購入せずに、気軽に閲覧して借りることができるというのが図書館の強みだと思っています。ただ、様々な本を借りるのに当たり、いつ何を借りたのか、そしてその本を購入したいと思ったときに価格はどのくらいなのか、自主的に記録を取っておかないとなかなか難しいものだと思います。この読書記録の取り方については、現在、大きく3タイプあると言われています。第1に、利用者が自分で貸出記録を専用シート、PDF等にあるもの、3タイプのもののうちの一つは、それをプリントアウトしたものを自分で書き込むタイプ。第2に、本町のように、通称お薬手帳、お話ししましたが、感熱紙のようなものが出てきて、それを貸出記録のように印字されたものを用紙に貼り付けていくタイプです。もう一つのは、第3に、預金通帳と言われる預金通帳タイプというものがあります。これは専用の機械で、少々高価になりますが、内田洋行から発売されている読書通帳というタイプのものので貸出記録を印字するものになります。本町のようなお薬手帳のようなものは、自分で書き込むタイプのものよりも、お薬手帳のものもそうですし、自分で書き込むタイプのものというのは、幼児や児童が1人で利用するのは非常に難しく、どうしても保護者に頼らざるを得ません。また、感熱紙を使用しているために、貼付の際にどうしてもものによって文字が消えてしまったり、紫外線に弱かったりするので、後で見返そうと思ったときのりの部分だけ消えてしまっていて、何の本を借りたのかというのが見えなくなってしまう、情報が消えてしまうということが起き得ます。愛知県の西尾市では、子ども読書活動推進計画を推進しており、このように読書手帳を使って、どのように、いつ、どのようなものを借りたのかというのを友達と見せ合ったり、この本がよかったよ、こういうところがすごくいい本なので、今度借りに行こう、そういうふうによってコミュニケーション能力を取る子供が非常に多く見られるそうです。

また、千葉県浦安市でも同じように、もともと市立図書館に導入していた読書通帳を市立の小中学校の図書館で借りた分も記帳されるようになったそうです。読書通帳では、銀行通帳と同じように、貸出し日、図書名、著者名などが印刷されて、いつどんな本を読んだかを記録することができます。もちろんそこに自分で、こういうふうな本だった、もう一度読みたい、そのように言葉を足していくことも可能と聞いています。読書の記録に関しては、その人物の思想などが明確になり、問題があるという話もありますが、先日発行された群馬パスポートの人気を鑑みても、リアルに物質として手に取って存在感があるものというのは子供でも大人でも楽しいと思います。スタンプラリー感覚で読書に親しみが持てるというメリットがあります。確かに子供では、いっぱい借りてしまえば私の通帳はどんどん記載される、そう思う子供もいるかもしれませんが、それはそれで、ではその本どうしたの、子供に聞かれたときに、友達に聞かれたときに答えられない自分というのが発生します。そのときに、こういう本は、やはり読んでから自分の中にこういうものを感じたということをしっかりと身にならないと読書ではないのだなということが分かれば、それは子供の成長の一つだと思います。読書離れを防ぐには、幼稚園や小学校といった早い段階でどれだけの読書体験を積んだかということが大切に

なります。そうした経験は、読書好きになることや読書を習慣づけることにもなります。読書通帳は、子供たちの読書への興味を引き出す一つの有効な手段となり、ひいては国語力の向上につながると思います。ぜひ小中学校の読書意欲が上がるような仕掛けを考えていただけたらと思います。

では最後に、小中一貫校内の図書館と、山屋図書館の蔵書とその役割についてご質問させていただきます。小中一貫校が開校するに当たり、校内の図書館はどのようなになる構想なのでしょう。現在の2つの小学校と中学校の蔵書がありますが、どのように選別を予定するのでしょうか。小中一貫校の開校に当たり、単純計算で小学校の蔵書2校分、中学校の蔵書と3校分が集約されることとなります。小学校向けコーナー、中学校向けコーナーなどのように分けて蔵書するのか。全ての生徒が自由に行き来できる状態のものになるのでしょうか。まだ詳細が決定していないとは思いますが、公表可能な部分だけで構いませんので、ぜひご教示ください。

また、山屋図書館の位置づけはどのようなものになるのでしょうか。先ほどの広報5月号で穴場速報として山屋記念図書館が取り上げられました。読み聞かせ虹の会では、折り紙やペーパークラフトといったものを広く町民に活用されています。山屋図書館のこれからの位置づけ等に関しても、分かる程度で構いませんので、お願いいたします。田島教育長、お願いいたします。

○議長（酒巻広明君） 田島教育長。

〔教育長（田島育子君）登壇〕

○教育長（田島育子君） まず、ご質問にお答えする前に、茂木議員におかれましては、日頃より本町の図書館教育に熱心に取り組んでいただきましてありがとうございます。特にボランティアサークル虹の会にお世話になっております、定期的に実施しております図書館での読み聞かせ、一緒に参加していただきまして、子供たちに楽しい時間を提供していただいていると聞いております。本当に重ねて感謝申し上げます。

では、ご質問にお答えいたします。ご質問の内容が、これから建設を予定しております小中一貫校内の図書館機能を兼ね備えたラーニングコモンズに関わる具体的な運営方法と山屋記念図書館の将来的な位置づけということですので、私の頭の中にある構想を含めましてお答えしたいと思います。なお、議員もおっしゃっていたように、現在検討中の内容もたくさん含まれておりますので、明確にお答えできる内容が少なくなってしまうかと思いますが、ご了承をお願いします。令和11年4月に開校に向けて準備をしている小中一貫校内の図書館なのですけれども、図書館の機能としては、主にラーニングコモンズの1階に設置する予定です。設計途中ですので、この場では確実な内容をお答えできませんのですけれども、1階には書架、それから絵本コーナー、学習スペース、読書スペースなどを考えています。先ほど蔵書の区別するのですかというお話あったのですけれども、一応その絵本、低学年、中学年、中学校、一般というような形で並べ方は分けるつもりですけれども、ここの区分という、そういうのはちょっと避けたいなというふうに今現在では思っております。2階なのですけれども、情報関係、英語教育、イベントスペース、各自の学びに合わせて机の配置が変更できるオープンスペ

ースなどを予定していますので、そこに本を持って行って読めるような、そんな環境にしたいなというふうに思っています。また、建物の外の席、外側ですね、オープンテラスみたいな感じなのですが、テラス席も若干考えていますので、理想なのですが、そこで町民の皆様が新聞や雑誌などをゆっくり読むことができるようにしたいなというふうに考えています。ラーニングコモンズでは、子供たちやたくさんの地域の皆さんがゆったりと読書を楽しみ、多くの町民の方が心豊かに過ごせるような空間を最終的には目指しています。

書架に関してなのですが、まず高さや数というふうな感じになると思うのですが、基本的には自分の手で取れる高さがいいなというふうに考えていますので、高くても中学生の身長くらいまでの高さを考えております。具体的な数につきましては、まず選別する蔵書数を決定しなければなりません。今、全部持ってくると、とても大変な数になってしまいます。というので、小学校は1校分、それから中学生、一般というふうに考えたいと思います。それを決定できましたら書架を図面に落とし込み、数等を決定していければというふうに思っています。

それから、子供たちに関する本の選別なのですが、個人的な意見なのですが、まずは絵本かなというふうに考えております。絵本というのは、何歳になっても読んで感動できる読書の基本だと思っています。短い物語の中で必ず起承転結があって、感動できる場面があって、考えさせられる場面もあるというすごい貴重な本だなというふうに思っていますので、個人的にはかなり重要視しております。ほかには、選別の基準なのですが、課題図書や子供の現在の活動状況などを考えながら選別を進めていきたいと考えています。子供たちがどんな本を好んで読んでいるのか、それから先生たちがどんな本を読んでほしいと思っているのか、それから学習に関する必要な書籍は何かというのを幾つかポイントを絞って決めていきたいなというふうに思っています。小中学校の蔵書の選別に関しては、今やってしまうと、今現在まだ学校図書館が動いていますので、令和9年、来年度にポイントを決めて、係で共通理解を図りながら内容を決めていき、令和10年度の夏季休暇くらいまでには選別したいなというふうに予定しております。やっぱり一貫校も大事なのですが、今現在そこで生活している子も大事なので、どちらもないがしろにできません。なので、両方が大切にできるような形で選別の時期も決めたいと思っています。その際なのですが、廃棄する書籍が当然出てきます。かなりの数出てくると思います。子供たちや地域の皆様になんかの形で還元できるように相談を重ねていきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。また、いい案がありましたら教えていただけるととてもありがたいです。

それから、山屋記念図書館の位置づけにつきましては、私の頭の中には個人的な構想があるのですが、まだ関係者の方にお話をしていないということもありまして、ここで明らかなことを申し上げることはできないのですが、今年度中に、私的な感じになってしまうのですが、個人的に案をまとめさせていただきまして、関係者各位に相談を持ちかけて、ある程度のことは決めていきたいなというふうに考えております。今の私の願いなのですが、とにかく山屋記念図書館

に足を運んでくださる人数を増やしたい。今年度は本の掲示の仕方とかが何か変わったようなので、ぜひ町民の皆様は足を運んでいただいて、多くの方に利用していただければなというふうに考えております。

以上です。

○議長（酒巻広明君） 2番、茂木議員。

[2番（茂木琴絵君）登壇]

○2番（茂木琴絵君） 教育長、ありがとうございます。現代社会において、先ほどもお話ししたように、子供の学力向上にタブレットは必須のものとなっています。しかし、幼児期、そして小中学校という人生において一番多感でかついろいろなものを吸収すべきときに、紙の質感を指で確かめ、ページをめくる音や紙のにおいを感じ、文字を目で追い、行間の空気を読み、気品を感じるということは非常に重要なことと考えています。物理的なことだけではありません。読むことで読解力が向上し、他人の気持ちを推しはかる能力が身につく。様々なことを知ることができ、人生の選択肢が増える。感じる力を育むことができるというメリットもあります。これは、子供だけではなく、大人も同じことです。ぜひ山屋図書館のほうの蔵書も増やしていただき、これからの活用方法を考えていただけたらと思います。

かのドイツの物理学者のアルベルト・アインシュタインは、あなたが絶対に知るべき唯一のものは図書館の場所であるという名言を残しています。そのくらい図書館というのは知の宝庫と言われていて非常に重要なものです。タブレットの時代にあったとしても、やはり先ほどお話ししたように、紙の物質的な重量の考えであるとか、あとは重みの重要さというのは皆さんご存じかと思いますが、非常に重要なこととなってくると思います。ぜひこれからの図書館、その蔵書の活用方法をしっかりと考えていただき、またタブレット、デジタル機器に関しては、森田局長のお話ししたように、その年齢や目的に応じたハイブリッドな活用というものをお願いしたいと思います。

以上をもちまして私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（酒巻広明君） 以上で2番、茂木議員の一般質問を終わります。

続いて、7番、橋本和之議員の登壇を許可いたします。

7番、橋本和之議員。

[7番（橋本和之君）登壇]

○7番（橋本和之君） 議席番号7番の橋本和之でございます。議長に登壇の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を始めていきたいと思っております。

私の質問は、環境衛生についてということで、ごみとエネルギーについて質問してまいりたいと思います。まずは、ごみ関係として、ecoパークへの質問でございます。東西ecoパークができてから、本町のリサイクル率は群馬県内で下位に低迷していた順位から上位へと躍進をいたしました。ただ、ここ数年は、ecoパークを利用する方が決まった方になる固定化などから、順位も6から8

番くらいで安定してしまっております。さらなる利用者拡大のため、あるいは現在のe c oパークから離れた地域にお住まいの方の利便性向上のため、e c oパークの増設の話が出ていました。その候補地に新福寺や下中森の名前が挙がっていたと思います。また、新しく建物を造るのではなく、公民館などの活用も検討されていたと記憶しておりましたが、現在の進捗状況がどうなっているのかを住民生活課長に聞きたいと思います。住民生活課長、よろしくお願いいたします。

○議長（酒巻広明君） 高田住民生活課長。

○住民生活課長（高田充之君） ご質問にお答えします。

e c oパークの資源物の回収量としましては、令和5年度が79.2トン、プラスチック製容器包装類や缶、ペットボトル、瓶、食品残渣の24時間回収が始まった令和6年度は99.3トンと大きく増加し、令和7年度は107.7トンと着実に増加をしております。一方で、利用者数につきましては、延べ数となりますが、令和5年度が1万2,720人、令和6年度が1万5,388人と増加したものの、令和7年度は1万5,409人と、おおむね横ばいの状況にあります。広報紙や回覧、ホームページなどで周知はしておりますが、依然として各地区のごみステーションを利用する方が多い状況にあります。地域によってはe c oパークまでの移動距離が遠いなどの理由も考えられますが、まずは住民の皆様、東西どちらかのe c oパークが毎日開所しているという利便性や、ごみ分別の必要性を理解していただき、今以上にe c oパークの利用を推進していくことが必要であると考えております。その上で、e c oパークの利用者が増え、資源物の回収量が増加した場合には、e c oパークの増設を検討していきたいと考えます。

以上です。

○議長（酒巻広明君） 7番、橋本和之議員。

[7番（橋本和之君）登壇]

○7番（橋本和之君） 今課長の答弁で、e c oパークの増設の話はちょっと一旦中断してしまったというか、なくなってしまったような感じかなと受け止めたのですけれども、そうするともう少しe c oパーク自体の稼働率というのでしょうかね、搬入量、あとは利用者数が増えないと増やす形にはならないかなというところだったのかなと思いました。もう少し周知も議員も含めてしていきたいなと思いますので、執行部のほうもぜひより利用が増えるように周知をしていただければなと思います。

では、次の質問に行きたいと思います。次に、生ごみの減量化促進の質問といたしまして、e c oパークで既に受け入れている生ごみの回収量を拡大していくということが考えられます。e c oパークへの持込みの課題といたしましては、生ごみを資源化するために生ごみのみを分別し、車に積んで運び込むのが町民の皆さんにとって衛生的に抵抗があるように思われます。

そこで、持ち運びするのにきれいで便利な容器などの貸与、現実的には差し上げる、供与になるのかもしれませんが、そういったものを取り入れる考えがあるのかというのを住民生活課長に聞きたい

と思います。お願いいたします。

○議長（酒巻広明君） 高田住民生活課長。

○住民生活課長（高田充之君） ご質問にお答えします。

生ごみ減量化促進につきましては、e c oパークの利用状況を見ますと、プラスチック製容器包装類やペットボトル、紙類などを持ち込む方がほとんどで、食品残渣を持ち込む方は少ない状況にあります。利用者に確認したところ、生ごみの持込みは運搬中に水分が漏れる場合があり、また、日柄の経過した生ごみは臭いが強いため、近くのごみステーションに出しているとのことでした。e c oパークで回収した生ごみは、堆肥化、飼料化され、資源循環になりますが、ごみステーションに出たものは可燃ごみとなり、ごみの排出量を増やす要因となるため、e c oパークでの回収量を増やすためにも、容器であれば汁漏れや臭いが抑えられることから、今後導入に向けた調査研究をしていきたいと考えます。

以上でございます。

○議長（酒巻広明君） 7番、橋本和之議員。

[7番（橋本和之君）登壇]

○7番（橋本和之君） 今のご答弁でもありましたが、せっかくe c oパークで生ごみを回収しておりますので、もっと回収量が増えるような施策というのをぜひ行っていただきたいなと思います。

では次が、さっき生ごみをステーションに出すと可燃ごみになるというお話を課長のほうにしていたいただきましたけれども、ごみステーションを利用した生ごみの資源化促進の質問をしたいと思います。最近では、ホルムズ海峡封鎖の影響でナフサ不足によるものと思われる自治体の専用ごみ袋が不足しておりまして、一部では取付け騒動も起こっていると報道されております。そんな中の提案で恐縮ではございますが、生ごみ専用の回収ごみ袋を町で用意し、ごみステーションで専用回収日を設けるなどをいたしまして、生ごみを堆肥などへ資源化を促すのもよいのではないかと思います。町はどのように考えるかというのを住民生活課長に聞きたいと思います。お願いいたします。

○議長（酒巻広明君） 高田住民生活課長。

○住民生活課長（高田充之君） ご質問にお答えします。

町内には96か所のごみステーションがあり、食品残渣は可燃ごみなどの回収業者とは別の業者が回収するようになるため、その委託料が新たに発生することになります。食品残渣の回収量につきましては、東西e c oパークが開所した令和5年度のe c oパークとこども園での回収が含まれている一般分では2,125キログラム、公共分では2万2,815キログラムが回収されており、令和7年度においては、一般分が3,245キログラム、公共分で2万1,300キログラムとなっており、e c oパークでの回収量は、徐々にではありますが、増加しております。このようなことから、先ほどの質問の答弁にありましたように、まずはe c oパークやこども園での取組を継続していきたいと考えております。ただし、生ごみの資源化を実践することは、リサイクル率の向上には効果的であるものの、ごみそのもの

の排出量の削減には直接つながらないという側面もございます。そのため、生ごみを家庭から排出させないコンポストの活用についても、引き続き周知を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（酒巻広明君） 7番、橋本和之議員。

[7番（橋本和之君）登壇]

○7番（橋本和之君） 今、課長の答弁で、今までどおりのような形で生ごみの資源化を図っていきたいというご答弁だったかなと思いますが、更に資源化を促す仕組みというのでしょうかね。例えばe c oパークの利用と、あとこども園での回収ということでしたけれども、そこに何かを施策として足して、更に回収を促していくという何かお考えがありましたらお答えいただければと思います。

○議長（酒巻広明君） 高田住民生活課長。

○住民生活課長（高田充之君） ご質問にお答えいたします。

現在、模索中でございますので、決まり次第、またご答弁というか報告のほうをさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（酒巻広明君） 7番、橋本和之議員。

[7番（橋本和之君）登壇]

○7番（橋本和之君） 分かりました。また、資源化含めまして、ぜひより一層の検討策というか、そういうのを実施していただければなと思いますし、先ほどの質問でごみステーションの話なのですが、やっぱり町民の皆さんにとってはすごく身近にあって、使うのにはすごく便利だと思うのですよね。それなので、資源化を促す意味では、ぜひ今後検討していただきたいなと思います。

では、次の質問に行きます。次は、樹木管理の質問でございます。特に最近では空き家などを含めまして、十分に管理されていない樹木やその枝などが道路に伸びて通行を妨げている、あるいは、更に進んで通行できない場所が散見されます。今後ますます空き家の増加が予想される中で、どのような基準を持って管理されていない樹木の伐採、伐倒の運用を行っていく予定なのかというのを住民生活課長に聞きたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（酒巻広明君） 高田住民生活課長。

○住民生活課長（高田充之君） ご質問にお答えします。

空き家をはじめ、空き地、管理不十分な農地、山林からの草木が道路まで越境し、通行の妨げとなるなどの苦情が役場に寄せられることがあります。空き家対策を所管する都市整備課では、その際、一定の要件に該当する場合は、職員がやむを得ず緊急措置として剪定または伐採し、道路の交通安全確保を行うケースもございます。一定の要件でございますが、所有者等へ連絡をし、適正な管理をお願いしても、一定の期間、約2週間程度を待っても対応が見られない場合、所有者の所在が分からず、連絡が取れない場合、緊急を要する場合があります。このように、空き地や山林等を所管する部署に

においても同様の運用を行っております。また、苦情のあった場所の状況に応じて、道路法や災害救助法なども関係法令として該当することもありますので、これらの法令も遵守して対応策を講ずることになります。

以上です。

○議長（酒巻広明君） 7番、橋本和之議員。

[7番（橋本和之君）登壇]

○7番（橋本和之君） まずは、所有者に連絡して、連絡が取れないとか、してくれないようであれば職員さんがやってくさるということで、先ほど課長の答弁にもありましたけれども、道路によっては本当に通れないと救急車とか緊急車両が通れなくなってしまうたりすると、もう本当に生活の中で相当支障になると思いますので、その辺の管理運用というのでしょうか、今後、質問でもしました、空き家ってすごく増えていくと思いますし、前段階というのでしょうか、高齢者のみの世帯だとか、独居老人の世帯だとか、これもやはり増加傾向にあると思います。そうすると、行政が仲介をして何らかの対策をしていかななくてはいけないということが増えていくものだと思いますので、ぜひ、伐採、伐倒の話をさせてもらいましたけれども、作業に進める手順だとか、費用面での基準というのでしょうか、そういうのを設けておく必要があるのかなと思いますので、ぜひ庁舎内で検討していただいて、基準みたいなものをつくっておいていただければなと思っております。

では、少し課長からお話いただいてしまったのですが、次は行政が関与したということで解決が図られた事例の質問をしたいと思います。産業廃棄物や粗大ごみの放置、不法投棄などが見受けられた場所の中には、ごみの放置が解消されたところもあります。先ほどの質問の樹木の伐採、伐倒問題にも通じる、あるいは参考になる話だと思いますので、どのような対策や方法が有効であったのかを住民生活課長に聞きたいと思います。では、お願いいたします。

○議長（酒巻広明君） 高田住民生活課長。

○住民生活課長（高田充之君） ご質問にお答えします。

ごみの放置や不法投棄をされた場合は、所有者との連絡を小まめに取り組むことが大切であります。投棄される場所は人通りに関係なく、草木が繁茂し、物などが散乱している場所が多い状況です。産業廃棄物については県の管轄となっておりますので、県と町で情報共有を図り、所有者への指導を行い、解消に努めております。粗大ごみなどの不法投棄については、警察と連携して対策を講じております。投棄したものが判明し、解消したこともあります。また、所有者自らの処理によるものやボランティアによる回収によって解消した事例もあります。ごみなどを不法投棄されないためには、常時きれいに保つことが重要となります。今後は、所有者の高齢化や相続による不在地主も増え、所有者による土地の管理ができない場所も増えてきますので、地域の方々による協力が必要であるとも考えております。

以上です。

○議長（酒巻広明君） 7番、橋本和之議員。

[7番（橋本和之君）登壇]

○7番（橋本和之君） 先ほどのご答弁と同じで所有者に連絡をして、粘り強くというのでしょうか、解決を図っていったというところなのかなと思いました。先ほども触れたのですが、ぜひ今度高齢者のみの世帯とか、いろいろ出てくると思いますので、お子さん、後見人とかになるのでしょうかね、そういった方も巻き込んで、先ほど課長の話もありましたけれども、地域も含めてみんなで解決していくような形になるのかなと思いますので、その旗振り役をひとつ行政にはお願いしたいなと思います。

では、次の質問に行きたいと思います。最近では、さきの質問でも触れましたが、戦争の長期化によって、エネルギー価格の高騰が顕著であります。エネルギー価格の上昇を原因に、あらゆるものの値段が高くなる、いわゆる物価高にも直面しています。それらのことを考慮すると、太田市外三町クリーンプラザで発電した電気を小中学校へ融通してもらっている事業は、本町にとってもメリットの大きいものと思われます。

そこで、発電事業での節電効果がどれくらいあるのか。おおよそで構いませんので、数字による金額ベースでお答えいただければと思います。住民生活課長、よろしくお願いします。

○議長（酒巻広明君） 高田住民生活課長。

○住民生活課長（高田充之君） ご質問にお答えします。

太田市外三町清掃斎場組合のクリーンプラザの蒸気タービン発電機の発電出力は9,700キロワットの能力があり、発電した電力は株式会社おた電力が買い取って、組合の構成市町であります太田市、千代田町、邑楽町、大泉町の公立小中学校などに電気を供給しております。太田市外三町清掃斎場組合から提供していただいた資料によりますと、令和7年度分としましては、千代田中学校、西小学校、東小学校の3校で、東京電力と比較しますと約570万円の節電となっており、割合としては、千代田中学校が42%、西小学校が36%、東小学校が22%となっております。

以上です。

○議長（酒巻広明君） 7番、橋本和之議員。

[7番（橋本和之君）登壇]

○7番（橋本和之君） 課長の答弁で570万円ほどの節電効果があったということで、大変大きなというか、私も自分の想像よりも大きな節電効果だったかなと思いました。このエネルギー価格の高騰時代に貴重な節電策であり、経費の節約に寄与しているものと思いました。エネルギーの節約や効率的な発電資源化などは我々生活者にとって大切でありますし、町民とその価値の共有というのをぜひ図って行って、啓発活動なんかにも今後努めていってもらいたいなと思います。

では次は、さらなるエネルギー効率を高める施策であり、節電、節約のための質問をしたいと思います。先ほど金子議員が質問したエネルギーに関する質問ですが、ちょっと違った切り口での質問と

させていただきたいと思います。本町では、近々で小中一貫校の建設という一大事業が行われます。せっかくの大きな開発投資になりますので、建設時に大規模な太陽光発電を設置いたしまして、建設予定地の近隣には役場庁舎や総合保健福祉センター、西こども園など公共施設が集積していることから、それぞれを送電線でつなぎ、電力を融通し合うようにするのはどうでしょうか。災害時にも役に立つと思いますし、本町のゼロカーボンシティ表明や、ちよだ5つのゼロ宣言への有効な取組み手段となり得ると思いますが、町はどのように考えるのかというのを町長に聞きたいと思います。では、よろしくお願いいたします。

○議長（酒巻広明君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 質問にお答えしたいと思います。

群馬県で延べ床面積が2,000平方メートル以上の特定建築物を新築、増築、改築する際、群馬県地球温暖化対策指針に基づき太陽光発電設備などの再生利用エネルギー設備の導入が義務づけられています。そこで、小中一貫校の建設に当たりましては、群馬県の指針に基づき約65キロワットの発電が可能な設備を導入する予定となっております。そして、屋上に太陽光パネルを設定する予定であります。浸水等を想定した防災上の観点から、受変電設備や空調の室外機も屋上に集約しますので、ほかの施設の電力を賄うまでの発電設備を整えることは非常に難しい状況であると言えます。先ほど課長が述べたように、現在、学校等の関係は、施設においては電力自由化に伴いまして、おおた電力より購入をしております。570万の効果があるという状況でなっておりますので、他社の電力より安価で供給しております。そのために、議員が述べたように、非常によいアイデアだと思いますが、残念ながら実現は不可能であると考えております。先ほどもお話の中で出たわけですが、送電線でつなぎ電力を融通というお話もあったと思うのですが、今の時代は、これは送電線でつないで電力をやるというやり方もあると思うのですが、先ほど金子議員のほうに述べたように、これから研究をしながら、例えば我々が地元にあるそういう施設を造って、それを火力発電で燃やしながら、そこで電力をためて、それをどこかに供給していくと。こういうことも研究をしていながら、屋上に置いて太陽光発電、これをやるというのは、先ほど述べたように、非常に防災上の関係もありますので、ちょっと厳しいかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（酒巻広明君） 7番、橋本和之議員。

[7番（橋本和之君）登壇]

○7番（橋本和之君） 町長の答弁で、太陽光は義務づけられているということでしたので、期待はしたいなと思いますし、あと空調設備ですか、それも屋上に建てなくてはいけないという、どうしても太陽光の設置する面積というのが屋上だと少なくなってしまうのかなというふうに感じました。設計はある程度いっているとは思いますが、開発規模の面積というのですかね、これもかなりの大

きな面積になると思いますので、設置できるところはぜひ多く設置していただきたいなと思います。

本町の小中一貫校の建設は、教育長の肝煎りのラーニングコモンズなどの特徴を備えておりますが、環境についての配慮も太陽光の先進性を持たせた学校建設をお願いしたいと思います。そうすることで、先進地視察なども増え、交流人口の増加にも寄与するものと思われしますので、たくさんの効果が期待できます。ぜひいろんな面でよろしくご検討をお願いいたしまして、以上で7番、橋本和之の一般質問を終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（酒巻広明君） 以上で7番、橋本和之議員の一般質問を終わります。

ただいまから13時まで休憩いたします。

休 憩 （午前11時35分）

再 開 （午後1時00分）

○議長（酒巻広明君） 休憩を閉じて再開いたします。

続いて、8番、大谷議員の登壇を許可いたします。

8番、大谷議員。

〔8番（大谷純一君）登壇〕

○8番（大谷純一君） 8番、大谷でございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回、移住定住をしてもらえる町を目指してということで、本町は人口増へ向けて、関係人口、交流人口増加への様々な施策を行っていますが、その成果についても質問してまいりたいと思います。昨今、国内においては少子高齢化が一層進み、政府は少子化対策として出産費用を実質無償化にするなどの対策を講じるようではありますが、いかんせん、今日生まれたお子さんが労働力になるのが20年かかるわけございまして、すぐに答えが出るものでもありませんし、すぐに有効的な施策を講じて成果が出るのに20年かかるところに人口減対策の難しいところがあると承知しております。

そこで、国においては人口純増の対策を講じるべきでありますし、地方自治体では人口減対策として、お見合い、結婚のあっせんを行政が行うまでに時代は変わってまいりました。人口減対策としては、大きく2つに分けられると思います。1つは、結婚してもらって出産を後押しする施策、もう一つは転入による人口増であります。今回は、転入による人口減対策について質問してまいりたいと思います。まず最初に、転入者に対して本町に転入してきた理由など、任意のアンケート等を行っているのか、住民生活課長にお尋ねしたいと思います。

○議長（酒巻広明君） 高田住民生活課長。

○住民生活課長（高田充之君） ご質問にお答えします。

住民窓口における転入理由等のアンケートについては、転入者のプライバシーにも関わるものであ

るため、現状においては実施しておりません。

以上です。

○議長（酒巻広明君） 8 番、大谷議員。

[8 番（大谷純一君）登壇]

○8 番（大谷純一君） 本町でやっていないということなのですが、結構探しますと、東京の町田市や佐賀県の鳥栖市とか、近隣では埼玉県の美里町や太田市などでもアンケートというのをやったような実績があるようでございますが、あくまで任意という点でお願いできればの話なのですが、本町に転入してきた方々に、例えばお仕事の関係なのか、親が例えば本町にいるからなのかとか、他市町ではなく、どうして本町を選ばれたのか、家賃が安いからなのかとか、有効的なアンケートを取ることによって、本町の利点が統計として読み取れるようになり、更には本町の足りないところ、欠点に分かるようになれば有効的な施策を講じることができるようになると思いますが、住民生活課長はいかがお考えですか。

○議長（酒巻広明君） 高田住民生活課長。

○住民生活課長（高田充之君） ご質問にお答えします。

移住、定住を担当している部署と十分協議をした上で、アンケート調査実施に向けて調査研究を今後してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（酒巻広明君） 8 番、大谷議員。

[8 番（大谷純一君）登壇]

○8 番（大谷純一君） 確かに課長おっしゃったようにプライバシーって大きな問題なのですが、これもあまりにも長い質問ですと嫌がって協力してくれないということもありますので、1 分程度でできるような質問等でしたら、どうして本町なのですかというのが分かれば今後の移住定住施策に役立つビッグデータになるのかなと思ひまして質問させていただきました。

次の質問なのですが、次に、高橋町政になりまして、川せがきの規模を拡大したり、利根川おもてなしマラソン事業を始めたり、スケートボードパークも建設しました。現在は、なかさと公園を再整備中でもあります。町長はじめ執行部として、交流人口、関係人口を増やすと公言しておりまして、確かに交流人口、関係人口は、肌感覚として増大してきていると思います。しかしながら、その成果として、転入が増え、人口減に歯止めがかかっているとの認識はおありなのか、具体的な数字を持ち合わせているのであればお示しいただきたいと思います。住民生活課長、お願いします。

○議長（酒巻広明君） 高田住民生活課長。

○住民生活課長（高田充之君） ご質問にお答えします。

住民窓口担当において、移住促進の効果に関する具体的な数字は持っておりません。しかしながら、年を追うごとに参加者が増加している各種イベントや、移住者に対する補助金等のメニューも多岐に

わたっており、本町に対する関係人口も年々増加しているものと考えられますので、今後の人口減少社会において、人口の減少幅が緩やかになるなど一定の効果が出てくるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（酒巻広明君） 8番、大谷議員。

[8番（大谷純一君）登壇]

○8番（大谷純一君） 様々なお金のかかる施策をしていますので、それによってどういう反響があって人口が増える、急激に減っているのが幾らか緩やかになったとか、そういう検証も必要かと思えますので、その辺も、確定したことだというのは言えないかもしれませんが、これこれこういうことが寄与しているのではないか、その辺の検証も必要なのかなと思えますので、お願いしたいなと思えます。

次に、なかさと公園について質問したいと思います。なかさと公園を約9億円かけて、交流人口、関係人口を増やすための一大プロジェクトでありますので、詳細を確認したいと思います。さきの臨時議会において、なかさと公園整備事業でグランピング等の新規事業はサミーさんが運営することになっていくというような総合政策課長の答弁がございましたが、町長の答弁では、サミーさんと第1交渉権を持って交渉していく旨の発言であったと承知しています。ちょっとお2人の発言のニュアンスが温度差というか誤差があるように感じた次第であります。正確にはどのようなになっているのか総合政策課長のご答弁をお願いします。

○議長（酒巻広明君） 須永総合政策課長。

○総合政策課長（須永洋子君） ご質問にお答えします。

さきの臨時会における私及び町長の答弁の趣旨についてご説明申し上げます。昨年4月に実施いたしましたなかさと公園整備事業の公募型プロポーザルにおきましては、施設の整備から開業後の運営までを一括して担う事業者を募集し、審査の結果、サミー株式会社を代表とするグループを契約候補者として選定いたしました。私の答弁は、このプロポーザルの枠組みに基づき、同社が運営を担う計画で事業が進められているという事業の全体方針を申し上げたものでございます。一方で、町長の答弁は、現時点では指定管理等の本契約の締結には至っておらず、あくまで優先交渉権者として詳細な条件協議を行っている段階であるという現在の法的な手続状況を厳密に申し上げたものでございます。表現の角度に違いはございましたが、町といたしましては、同社による運営を大前提として現在協議を進めているという点におきまして認識の齟齬はございませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（酒巻広明君） 8番、大谷議員。

[8番（大谷純一君）登壇]

○8番（大谷純一君） ただいまのご説明ですと、最初サミーさんが入札をしてということなのだと思います。いろいろな交渉をしていて、まだ決まっていないから言えないのだというようなニュアン

スで取ったのですけれども、仮に数％でもサミーさんではなくなるという可能性もあるわけですか。現時点で。お願いします。

○議長（酒巻広明君） 須永総合政策課長。

○総合政策課長（須永洋子君） ご質問にお答えいたします。

昨年の公募型プロポーザルにおきまして選定されました、こちらのサミー株式会社が運営を担う大前提でございます。そういったところで現在協議を詰めているということで、よろしくお願いいたします。

○議長（酒巻広明君） 8番、大谷議員。

[8番（大谷純一君）登壇]

○8番（大谷純一君） 結構言えないことらしいので、ちゃんと決まるまで言えないそうなので、その辺突っ込まないようにしますが、仮にサミーさんが委託管理というか決定しますと、前回の臨時議会の中で須永総合政策課長は、新しくいじった部分に関してはサミーさんが運営することになるだろうみたいな答弁をしていました。例えばグランピング施設なり、あとは物を売るところですか、物産店というかそういうところと、あとは利根川の河川敷の向こう側のところと違ってあるのですけれども、そういうことをやっていくだろうというようなことで答弁があったかと思うのですが、グランピングの宿泊料金というのはサミーさんが決めていくことになるのかという認識でよろしいのかということと、また年度ごとに、そこに町としてサミーさんに対して、逆に委託管理していただくわけなので、補助金も投入する予定なのか、総合政策課長にお尋ねしたいと思います。

○議長（酒巻広明君） 須永総合政策課長。

○総合政策課長（須永洋子君） ご質問にお答えします。

グランピング施設等の料金設定と今後の財政負担についてお答えさせていただきます。まず、施設の料金設定につきましては、民間事業者のノウハウを最大限に活用するため、議員のご認識どおり、グランピングの宿泊料金等は、運営事業者の裁量において決定される予定でございます。

次に、事業運営に係る資金の流れにつきましては、町から事業者に対していわゆる補助金という形で年度ごとに資金を投入する予定はございません。本事業のスキームとしましては、町から事業者へは公園施設等の公的な維持管理業務に対する正当な対価として指定管理料をお支払いし、事業者から町へは、グランピング等の収益事業を行うに当たり、町の公有財産を使用するため、家賃に相当する貸付料のお支払いをしていただくことを想定しております。現在、業務全般にわたり、どこまでを町の指定管理業務とし、どこからを事業者の自主事業とするか、この指定管理料と貸付料のバランスを含めた詳細な条件につきまして適正な形となるよう、事業者と慎重に協議を重ねている段階でございます。

以上です。

○議長（酒巻広明君） 8番、大谷議員。

[8 番（大谷純一君）登壇]

○8 番（大谷純一君） よく分かりました。ちょっと先ほど、多分須永課長お答えできるのかとお尋ねしますが、金子議員が質問したときに、須永課長がオートキャンプ場は2週間に1回程度草刈りする予定だというような方針を先ほどおっしゃったところなのではと思いますが、そうすると、オートキャンプ場はサミーさんに貸すというか運営してもらおうということになると、この草刈りに関してはサミーさんにやってもらうという認識でよろしいのですか。

○議長（酒巻広明君） 須永総合政策課長。

○総合政策課長（須永洋子君） ご質問にお答えいたします。

今のところ確定はしておりませんが、そういった方向で協議をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（酒巻広明君） 8 番、大谷議員。

[8 番（大谷純一君）登壇]

○8 番（大谷純一君） どこまで貸して、どこから貸してとかって、いろいろこれから詰めていくことがあると思うのですが、町長は草刈りのことは心配するな、なんて前もおっしゃいましたが、確かにいろいろ先ほど金子議員の話聞いていますと、やはりマムシが出そうなところにいるわけですから、その辺は来た方に安心していただくように当然整備を行っていただきたいのですが、最初にちゃんとどっちがやるかいうのを決めておかないと、多額の出費になると思いますから、その辺もよく先方と詰めていただきたいなと思います。

次に、赤岩宿について質問させていただきます。町長の以前の答弁では、赤岩宿、光恩寺も含めてなのではと思いますが、なかさと公園までの再開発を点から線、そして面にするとの発言があったかと記憶していますが、今後の展開として、赤岩宿の2店舗からどのような展開をお考えになっておられるのか、町長のご答弁をお願いします。

○議長（酒巻広明君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 赤岩宿の再生につきましては、これまで点として整備したキッチンコンテナの2店舗を起点に、にぎわいの創出を図ってまいりました。令和8年4月のオープン以降、町内外から多くの来訪者を迎え、一定の手応えを感じているところであります。

今後の展開につきましては、この点のにぎわいを単体で終わらせるのではなく、線、更には面へと広げていくことを基本方針としております。具体的に申し上げますと、光恩寺と赤岩渡船場、利根川河川敷、なかさと公園などの地域資源を結び、回遊動線を整備すること。次に、食べ歩き、町歩きができる環境を整え、滞在期間と消費の拡大を図ること。更には、イベントや体験コンテンツを拡充し、来訪の目的を多層化することなどに取り組み、赤岩ベースを核としたエリア全体の活性化を進めてま

います。そして、更にはおおむね３年以内を目標に、コンテナでの出店を入り口としながら、空き店舗への本出店につなげる出店サイクルの確立を目指し、持続性と発展性を備えた地域づくりを進めてまいりたいと考えております。

○議長（酒巻広明君） ８番、大谷議員。

〔８番（大谷純一君）登壇〕

○８番（大谷純一君） 先ほど町長のご答弁もありましたけれども、ここで終わらせてしまうとあそこが２店舗で終わってしまうので、どう広めていくのかというのはこれからの役場の方々のお知恵を絞っていただいて、面にしていくような政策を取っていただければ再開発ができるのではないかなと思います。

先ほど町長のご答弁にもありましたけれども、赤岩宿の２店舗において、契約を１年ごとに更新しつつ、３年後には町内の空き家等を活用して店舗を移動してもらうことを条件に入居していただいているということだったと思いますが、３年後に店舗になるような物件が用意できる当てがあるのか、総合政策課長にお尋ねしたいと思います。

○議長（酒巻広明君） 須永総合政策課長。

○総合政策課長（須永洋子君） ご質問にお答えします。

コンテナ出店から空き家、空き店舗への展開につきましては、事業の持続性を確保する上で重要な課題であると認識しております。現時点におきましては、特定の物件を確約できている状況ではありませんが、空き家、空き店舗の実態把握と台帳整備、所有者との調整や活用意向の確認、片づけ費用や改修に関する支援スキームの検討などを進めておりまして、出店希望者の受皿となる環境整備に取り組んでおります。また、業種のバランスや地域との調和を図るため、計画的な業種、ポートフォリオ、最適な組合せを設計し、単なる物件確保にとどまらず、地域全体の価値向上につながる形で展開していけたらと考えております。今後は、庁内連携を更に強化するとともに、民間事業者や地域団体とも連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（酒巻広明君） ８番、大谷議員。

〔８番（大谷純一君）登壇〕

○８番（大谷純一君） 確認のために再度お尋ねしたいと思うのですが、この赤岩宿の２店舗は、私の記憶しているところだと１年ごとに１万円ずつ家賃を値上げしていった、これがチャレンジショップという店舗なので、３年後には町内の空き家に移動してもらうという契約で、またその新陳代謝で新しいところが入ってきてというようなことなのだろうなと思いますけれども、そうしますと一つは空き家については、スタンスとして町側がいろいろ探してみても、こういうところあるのですけれどもどうですかというふうに提案するのか。それとも、一応３年後に出ていってもらうので、そちら側で探してくださいというスタンスなのか、その辺ちょっと１点お尋ねしたいということと、それで今の

状況ですと、例えば、1年ごとに3年やるということなのでしょうけれども、契約更新を待たずしての撤退とか、あるいは3年後に町内の空き家等に適当な物件がなかった場合に、移るところがないので、うちもうやめますということもあり得るのかどうかということもお尋ねしたいと思います。

○議長（酒巻広明君） 須永総合政策課長。

○総合政策課長（須永洋子君） ご質問にお答えいたします。

まず、3年後をめどに、町内に実店舗として展開していただきたいという思いを町は持つておるわけですが、もちろんご本人にも探していただく、そういったことも考えておりますし、また町もしっかりどんな支援ができるかも今考えているところですが、町の支援も必要だなというふうには考えております。それが、補助金の支援スキームをもう少し手厚くするのか、または貸したい、そういった思いを持っている方たちの調査を進めて提案するのか、そういった本人だけではなく町も、町のにぎわい創出ですので、赤岩宿再生事業には欠かせませんので、支援はしていきたい、そのように思っております。また、3年待たずにご本人がいい物件があって出たいということであればそこで契約は終了いたしますし、逆に3年で見つからなかったらということなのですが、そうならないように一生懸命精いっぱい努めるところではあるのですが、そういったときはよく事業者とも相談して、どういった道がよいのかというのはまた考えていく必要があるなというふうには考えております。ただし、今の時点ではしっかり3年後を目指して取り組んでいきたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（酒巻広明君） 8番、大谷議員。

[8番（大谷純一君）登壇]

○8番（大谷純一君） まず、時限が切られてしまっているというところなのですね。例えば町なりで建物を用意して、企業が存続する限りそこでやっていって構いませんよというのであればまだしもなのですが、一応家賃補助しているので、3年たったら出ていってくださいと。町で違うところで店舗を開いてくださいというような前提条件がありますから、そういう中で本町において店舗になるような物件等というのが果たしてあるのだろうか。あるのだろうかというよりも、つくっていかなくてはならないということですよ。その辺も須永課長にいろいろお願いしたいと思います。

それで、本題に入りますけれども、次に、関係人口、交流人口を増やして移住定住につなげると町長ふだんおっしゃっておりますが、その成果は出てきているとお考えなのか。また、道半ばとおっしゃるのであれば、本町の足らないところを何と考え、今後どのような政策を展開していくお考えか、町長のご答弁をお願いします。

○議長（酒巻広明君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） まず、先ほどの須永課長が答弁した件なのですが、これについて今か

ら数年後については、これを先ほど議員が述べたようにやめることも考えるかと。全く考えていません。今の段階で我々はそれをなし遂げようという気持ちでスタートを切ったわけですから、そのようなことで、今の段階ではそのような認識をしています。更には、以前も何度か述べたように、赤岩、舞木のカーブのところから赤岩宿にかけて、空き家も何店舗もあります。それを、前も具体的な数字も述べたと思うのです。5件、6件という、こういう数字を。その数字をこれからアプローチをかけながら、相談をしながら、そこを提供して、関係人口、交流人口も増やしていきながら、にぎわいの創出につなげていきたいと。将来的にはこれをやめることも考えているかという質問に対しては、今からやめることは全く考えていません。これからどんどん続けていこうと、こういう意気込みで我々執行部のほうは行っておりますので、ご理解いただければと思います。

本題に入りますけれども、関係人口、交流人口の創出については、本町の人口減少対策の重要な柱として位置づけ、積極的に取り組んでおります。先ほど述べたとおりであります。その成果といたしましては、赤岩宿での取組をはじめ、イベントやメディア露出を通じ、町外からの来訪者が増加傾向にあります。また、SNSをきっかけとして、若年層の参加など、新たな層との接点も生まれ、本町に関する関係人口の裾野は着実に広がっているものと認識をしております。一方で、これらを移住定住へと結びつける段階においては、まだ道半ばであると考えております。関係人口を移住に直結させるためには、住環境や仕事の確保などの多くのハードルがあります。行政の取組単独で解決できるものではありません。移住の最大の決め手となるのは、その根底にある地域の魅力や人の温かさであります。だからこそ、町民の皆様お一人お一人にもっと積極的にまちづくりに参画していただき、地域全体で来訪者を迎え入れ、ともに地域をつくり上げていく機運を高めることが不可欠であります。今後は、官民連携による持続可能な運営体制の構築を進め、来訪、滞在、出店、定住へとつながる好環境の創出を図るとともに、町民主体の協働のまちづくりをより一層推進してまいります。引き続き、小さな挑戦と改善を積み重ねながら、行政と町民が一体となって、関係人口の増加を着実に本町の移住、定住へと結びつけていく考えであります。

以上です。

○議長（酒巻広明君） 8番、大谷議員。

[8番（大谷純一君）登壇]

○8番（大谷純一君） 先ほどの件なのですが、私の言葉が足らなかったとすれば言い直したいと思うのですが、やめるというのは行政がやめるということではなくて、業者側がやめたいと言ったときどうするかということでお尋ねしたつもりだったのですが、その辺をちょっと訂正させていただきます。

いろいろ住環境と町長おっしゃいましたけれども、私の考える移住定住策というのは、結局のところ自治体間のサービス合戦になってしまうと思われまいます。うちの町は子育て支援として幾ら支援金を出しますとか、税金を減税しますよとか、家賃補助をしますよとか、いろいろな自治体がアイデア

を出し合いサービス合戦をして、言葉が悪いですが、人口の奪い合いを行っているのが現状であり、金銭的に余裕のある優良自治体と争っても、サービス合戦では勝負になりません。では、最低限移住してもらえる要件というものを考えたときに、衣食住ならぬ、仕事をする場所がある、スーパーがある、住むアパートなり一軒家がある、治安がよい、災害が少ない、医療が充実している、こども園から高等教育まで充実している、交通の便がよいなど、いわゆる住環境のよしあしが大きなウエートを占めると思われます。私は、本町が駅がない、国道がないと言われているように、最も遅れているのが交通環境の整備だと思います。西小泉から熊谷まで廃線になった土地を生かして電車を通せという方や、川俣までモノレールを造る、これは町長も本気かどうか分かりませんが、非公式におっしゃったことありますが、利根川新橋が、10年後か20年後か分かりませんが、早期のうちに着工できて、熊谷駅まで車で40分かかっていたものが25分で行けるようになる。なかさと公園などから熊谷駅行きの路線バスが通るとなれば、学生が東京圏に下宿していたのが通えるようになる。保護者にとって金銭的負担が軽くなるということは、移住定住の候補地になり得るわけであります。また、地元に働き先の企業が多ければ、働き世代にとって候補地になり、交通の便がよければ東京の新たなベッドタウンになり得るかもしれません。しかしながら、現状では、東武の川俣駅がある明和さんと比べますと、明和さんはベッドタウンになり得ても、本町は地の利が悪く、厳しいところがあります。そこで、数年前も路線バスの拡充を願って一般質問しましたが、一方で、路線バスが混雑するのは朝夕のみで、昼間はがらがらだから無駄だというご意見もあります。私は、昼間の乗車率が悪いから本数を減らすとか合理化すると、余計に当てにされないようになり、乗車率は下がると考えています。欲を言えば、時刻表を気にすることなくバスが来るとというのが理想です。そんな無駄なお思いになるかもしれませんが、近い将来、ここにいる50代の議員、課長さんが30年たって免許返納を迫られたとき、独居老人や独居夫婦で近くに子供がいなくなったときに、買物もできない、医者にも行けない、一々高額なタクシーで移動しなければならないといった現実が目の前に迫っているわけであります。私も老後、自家用車で移動手段がなくなった場合に、本町に住み続けるメリットがあるとは思えません。高校生や大学生が便利に通学できる、老後に免許を返納しても暮らしやすい、そんな町に私はしたいと考えますが、町長最後に、お時間がありますので、ご意見があればお伺いしたいと思います。

○議長（酒巻広明君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 大変貴重な質問ありがとうございます。これから町をいろいろやっていくには、我々、さっき議員が述べたように、路線バス、これ広域で運営しているのですよね。これも今の段階では少人数で、本当に乗っている方もそうは見かけない。でも、利用している方はいる。これ貴重な交通手段なのですよね。ただ、それに代わるものを何か考えていく必要もいよいよ出てきているかなと、こう考えています。7月の中旬、日にちはちょっと忘れちゃけれども、町村会のほうで私が提案して、福島相馬市のほうにロープウエーとケーブルカーの試験場がございます。そこに行っ

て、ぜひ皆さんで見てこいと。これ広域ですから、私が行ったのでは駄目ですから町村会で行ってこようという形になっています。それを見て研究して、今ほかの自治体からも視察がいっぱい、本来は5月頃行く予定だったのですが、2か月先送りという状況になっています。そのようなことも考えながら、我々がいろんなコストも含めた中で、いろんなことを考えていく必要があるかなと。宇都宮の例の電車のあれが30年以上かかったのです。計画をして30年以上。先ほど述べたように、30年以上たつと我々生きているかどうか分からないです。ですので、早くやっていきたいと。では、スピード感を持ってやっていくのに何がいいのだよというふうに考えるわけです。今言ったケーブルカー、もしくはロープウエーのどちらかという形で進めて、これ決定ではないです。検討をこれからしていくかなというふうに我々は考えています。いずれにしても、先ほど議員が述べたように、貴重なご意見だと思っています。我々のところは国道はない。駅もない。でも、その強みは逆にあります。強みがあるというのは、今言ったように、千代田町というこの面積のくくりを払ってしまえばいいわけです。明和も千代田も大泉も邑楽町も熊谷も、ここが千代田、こっちが熊谷って境界はありますけれども、それを考えなければ、我々そこに駅がなくても駅はあるのだという認識でいければ、ここから川俣まで6キロ、7キロぐらいですかね。西小泉までが3キロぐらいですかね。そういう認識の下、我々もやっていければいいのかなと、こう考えています。

先ほど移住定住の関係なのですが、これアンケートも我々どのようなことを移住してきた人を取るのをちょっといろいろ検討する必要があるのですが、議会の「大河」のほうで移住者にアンケートを取っていると思うのです。その辺非常に我々も参考にさせていただいているのです。ですので、その辺も含めた中で、これから総合的にいろいろ考えていこうと、こう考えていますので、いずれにしてもよい町をつくっていくのには、議会とこちらの執行部と町民と三位一体となっていていろいろ意見交換していきながらやっていくのが一番いいのかなと考えていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（酒巻広明君） 8番、大谷議員。

[8番（大谷純一君）登壇]

○8番（大谷純一君） 時間になってしまったのでまとめに入りたいと思いますが、本町は逆に言うと、太田よりも強みなのは東京に近く行けるのですよね。太田から東武線だと足利回って館林に行くという大変手間のかかるところなので、そこへまた本町は、結構富永のほうの人だと川俣が便利でしょうけれども、私の住んでいる舞木ですと熊谷行ったほうが東京行くのに便利なのですよね。そういう意味では、地の利というのは、そこは熊谷に行くことによって相当千代田は便利になりますから、その辺も利根川新橋によって恩恵を受けることになると思いますので、その辺も交通手段というのはいろんな高齢者の方から、でっかくなっていいから、小さい車でいいから本数を増やしてくれというご意見もありますので、その辺、前バスの質問したときに、須永課長に恐縮なのですが、ふだん我々が若い考えでやっているとな不便さが分からないのですよね。初めて車の免許を返納して、どこ

にも行けない、近くにスーパーもない、困った困ったと。では、福祉バスを頼もうかとか、タクシーの回数券使おうかとか、いろいろな施策をやっていますけれども、実際そうならないと自分の好きな時間に何もできないとかいろいろありますので、やっぱり小さいバスが小まめに動くような自治体になればそこはすごく便利になりますから、その辺も可能な範囲でこれからのまちづくりとして考えていただきたいなと思います。

以上で私の一般質問を終わります。午後のお疲れのところ、ありがとうございました。失礼します。

○議長（酒巻広明君） 以上で8番、大谷議員の一般質問を終わります。

これで通告者全員の一般質問を終わります。

○次会日程の報告

○議長（酒巻広明君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日9日は午前9時から開会いたします。

○散会の宣告

○議長（酒巻広明君） 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

散 会 （午後 1時39分）

令和 8 年第 2 回千代田町議会定例会

議事日程（第 2 号）

令和 8 年 6 月 9 日（火）午前 9 時開議

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | 報告第 4 号 | 令和 7 年度千代田町一般会計繰越明許費繰越計算書について |
| 日程第 2 | 報告第 5 号 | 令和 7 年度千代田町土地開発公社決算について |
| 日程第 3 | 議案第 20 号 | 千代田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 4 | 議案第 21 号 | 和解について |
| 日程第 5 | 議案第 22 号 | 令和 8 年度千代田町一般会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 6 | 議案第 23 号 | 令和 8 年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 7 | 同意第 3 号 | 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求
めることについて |
| 日程第 8 | 同意第 4 号 | 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求
めることについて |
| 日程第 9 | 同意第 5 号 | 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求
めることについて |
| 日程第 10 | 同意第 6 号 | 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 11 | 同意第 7 号 | 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 12 | 同意第 8 号 | 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 13 | 同意第 9 号 | 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 14 | 同意第 10 号 | 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 15 | 同意第 11 号 | 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 16 | 同意第 12 号 | 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 17 | 同意第 13 号 | 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 18 | 同意第 14 号 | 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて |

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（11 名）

1 番	畑	中	弘	司	君	2 番	茂	木	琴	絵	君
3 番	金	子	浩	二	君	4 番	橋	本	博	之	君

5 番	原	口	剛	君	6 番	大	澤	成	樹	君	
7 番	橋	本	和	之	君	8 番	大	谷	純	一	君
9 番	森		雅	哉	君	1 0 番	柿	沼	英	己	君
1 1 番	酒	巻	広	明	君						

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	高 橋 純 一 君
副 町 長	宗 川 正 樹 君
教 育 長	田 島 育 子 君
総 務 課 長	茂 木 久 史 君
総 合 政 策 課 長	須 永 洋 子 君
会 計 管 理 者 兼 税 務 会 計 課 長	大 谷 英 希 君
住 民 生 活 課 長	高 田 充 之 君
保 健 福 祉 課 長	下 山 智 徳 君
産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	赤 井 聡 君
建 設 下 水 道 課 長	坂 部 三 男 君
都 市 整 備 課 長	大 川 智 之 君
教 育 委 員 会 長 事 務 局 長	森 田 晃 央 君

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	久 保 田 新 一
書 記	山 邊 悠 以
書 記	鈴 木 貴 士

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長（酒巻広明君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年第2回千代田町議会定例会2日目の会議を開きます。

○報告第4号の上程、説明、報告

○議長（酒巻広明君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、報告第4号 令和7年度千代田町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

町長に報告を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 皆さん、おはようございます。報告第4号 令和7年度千代田町一般会計繰越明許費繰越計算書について報告いたします。

繰越計算書に記載のありますとおり、令和7年度千代田町一般会計予算に係る事業のうち、暮らし応援商品券配布事業などの総務費関係5件、総合保健福祉センター管理運営事業などの民生費関係2件、道路新設改良整備事業など土木費関係4件、学校整備事業など教育費関係2件、合わせて13件の事業で、総額7億1,274万円を令和8年度に繰り越したものであります。

これらは令和7年度千代田町一般会計補正予算（第9号）、（第11号）、（第12号）において繰越明許費として設定したものでありますが、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調製し、議会に報告することとされておりますので、ご報告させていただくものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（酒巻広明君） 以上で報告を終わります。

○報告第5号の上程、説明、報告

○議長（酒巻広明君） 日程第2、報告第5号 令和7年度千代田町土地開発公社決算についてを議題といたします。

町長に報告を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 報告第5号 令和7年度千代田町土地開発公社決算についてご報告いたします。

本案は、千代田町土地開発公社の決算について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

なお、本報告書については、去る5月27日の公社理事会において、全会一致で原案どおり可決されております。

詳細については、都市整備課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（酒巻広明君） 大川都市整備課長。

○都市整備課長（大川智之君） 報告第5号につきまして詳細説明を申し上げます。

資料につきましては、サイドブックス上の12ページが中敷きのピンク色のページとなっておりますが、それ以降は決算書としてのページが振られていますので、中敷き以降の決算書のページ番号を基に説明をさせていただきます。

初めに、決算書の7ページをお開きいただきたいと思います。事業の概況でございますが、造成地売却事業といたしまして、東部住宅団地一般分譲地1区画の売却に伴う収益がございました。

ページが戻りまして、決算書の1ページをご覧くださいと思います。収支決算の状況でございます。まず、収益的収入及び支出につきましては、収入の総決算額が852万2,780円で、事業区分ごとの内訳は記載のとおりでございます。

次に、支出の総決算額でございますが、3億482万7,197円で、事業区分ごとの内訳は記載のとおりでございます。

次に、2ページをご覧ください。資本的収入及び支出でございます。収入の総決算額はゼロ円、支出の総決算額は312万8,126円で、内訳は記載のとおりでございます。

なお、収入が支出に対して不足する額につきましては、記載のとおり当年度分及び過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

3ページをご覧くださいと思います。こちらは損益計算書となり、公社の1年間の経営状況を表すものでございます。1の事業収益から2の事業原価を差し引きますと、473万6,874円の事業総利益が発生しました。こちらから3の販売費及び一般管理費を差し引きますと、152万9,508円の事業利益となりました。また、事業利益に4の事業外収益を足し上げ、5の事業外費用及び6の特別損失を差し引きますと、2億9,630万4,417円の当期純損失となりました。令和7年度は公社から町へ定期剰余金の3億円の寄附を行ったことに伴い、損失計上となったものでございます。なお、寄附金の主な使途につきましては、ふれあいタウンちよだエリアにおける公園整備事業や東部住宅団地拠点整備事業の財源として活用されております。

4ページをご覧くださいと思います。こちらは貸借対照表となり、公社の資産状況を表すものでございます。まず、資産の部でございますが、1の流動資産と2の固定資産を合わせて11億4,644万8,944円となり、明細につきましては記載のとおりでございます。

次に、負債の部でございますが、1の流動負債と2の固定負債の合計は730万6,811円でございます。

次に、資本の部でございますが、１の資本金として千代田町からの拠出金である基本財産300万円でございます。

次に、２の準備金でございますが、記載のとおり前期繰越準備金から当期純損失を差し引き、11億3,614万2,133円でございます。

従いまして、資本合計は、１の資本金と２の準備金を合わせ11億3,914万2,133円となり、負債資本合計が11億4,644万8,944円で、資産合計と一致しております。

５ページ以降につきましては、財産目録等を添付しています。また、令和８年度予算書も中敷きピンク色のページの前に添付していますので、後ほどご覧いただくことをお願い申し上げまして、以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（酒巻広明君） 以上で報告を終わります。

○議案第２０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（酒巻広明君） 日程第３、議案第20号 千代田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第20号 千代田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、重度心身障害者の対象範囲の拡大として、精神障害者保健福祉手帳１級を新たに追加するとともに、群馬県外の医療機関における福祉医療費の現物給付を可能とするための見直し、及びマイナンバーカードを活用したオンライン資格確認への対応とするPMHの基盤整備により所要の変更が生じたため、条例改正を行うものであります。

詳細については、住民生活課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（酒巻広明君） 高田住民生活課長。

○住民生活課長（高田充之君） それでは、私から議案第20号 千代田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして詳細説明を申し上げます。

先ほど町長の提案理由の説明がありました本案の内容でございますが、大きく分けまして３点あり、第１条関係が、重度心身障害者の対象範囲の拡大として精神障害者保健福祉手帳１級を追加する改正、第２条関係が、群馬県外の医療機関における福祉医療費の現物給付を可能とするための見直し、第３条関係が、PMHへの対応としてマイナンバーを活用したオンライン資格確認のデジタル基盤の整備により所要の変更が生じたため、条例改正を行うものでございます。

お手元にあります議案第20号の資料といたしまして新旧対照表を配付させていただきましたので、これに基づきましてご説明申し上げます。資料中アンダーラインの箇所が修正部分で、右側が現行、左側が改正後の案となっておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、第1条関係についてご説明いたします。1ページをご覧ください。第3条第1項第2号では、精神障害者保健福祉手帳1級に該当する障害を新たに重度心身障害者の対象に加えるものです。これにより、身体障害、知的障害に加え、重度の精神障害がある方についても福祉医療費の支給対象となります。

この追加に伴い、同条第1項第3号では、高齢重度障害者の対象にも精神障害1級を加えるものとなります。後期高齢者医療制度の被保険者であっても、精神障害1級に該当する場合は、福祉医療の支給対象となるよう整理するものです。こちらの精神1級の追加については、令和8年8月1日施行でございます。

続きまして、第2条関係となります。2ページをご覧ください。第2条関係は、群馬県外の現物給付に係る対応及び文言整理でございます。

第2条第6項では、「現物給付医療機関等」という定義を新たに設けるもので、これまで県内医療機関等を中心としていた現物給付については、群馬県外の医療機関等であっても町長があらかじめ認めた場合は現物給付の対象とするための規定でございます。

この新設に伴い、同条第6項から第7項まで1項ずつ繰り下げております。

次に、第6条では、受給資格者証を提示する医療機関等について、これまでの「県内の医療機関等」から「現物給付医療機関等」へ改めるものです。

次に、3ページをお願いいたします。第8条の第1項から第3項では、福祉医療費を町が医療機関等へ支払う仕組みについて、「医療機関等」という表現を「現物給付医療機関等」に改めるもので、現物給付の対象となる医療機関を明確にするための変更となります。

次に、第9条第1項では福祉医療費の支給の特例について定められており、現物給付を受けられない場合に、受給資格者または保護者等へ福祉医療費を支給できるように整えたものとなります。特に県外医療機関等で受診した場合でも、町長があらかじめ認めた医療機関等は現物給付の対象となるため、それ以外の県外医療機関等で受診した場合は償還払いの対象となるよう変更しております。

次に、同条第2項では、償還払いによる支給額について新たに新設するものとし、第7条の規定を準用することを明確にするものです。つまり、現物給付の場合と同じ考え方で支給対象額を算定することになります。

4ページをご覧ください。この新設に伴い、同条第2項から第3項まで1項ずつ繰り下げており、償還払いを受けようとする場合の申請手続と町長による審査、支給決定の規定を整理するものでございます。

こちらの群馬県外の現物給付については、令和8年10月1日施行でございます。

次に、第3条関係となります。5ページをお願いいたします。第3条関係は、マイナンバーカードを活用したオンライン資格確認への対応とするPMHの基盤整備について規定するものとなります。

第2条第9項では、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードの定義を新たに設けるものとなります。

次に、第4条第1項では、制度上その資格を明確にするため、「その受給資格」と変更するものでございます。

第4条第2項では、保護者等が本人に代わって申請できる規定をより分かりやすい表現に改めるもので、内容としては、これまでと同様に、町長が必要と認めた場合には保護者等による代理申請を可能とするものとなります。

第4条第3項では、受給資格認定を行った場合、受給資格者証を交付する規定を変更するものとなります。現行では「交付するものとする」とされておりますが、改正後は「交付することができる」とし、マイナンバーカード等による資格確認にも対応できる表現に改めております。

次に、第4条第4項では、受給資格認定の有効期間について定められており、規則で定めることを明記しております。

続きまして、第5条の見出しでは、「受給資格の更新」から「受給資格認定の更新」へ改めるものです。第4条と同じく、「受給資格認定」という用語に統一するための整理となります。

次に、6ページをご覧ください。第5条第1項では、有効期間後も福祉医療費の支給を受けようとする場合は、満了前に更新の申請を行い、受給資格認定の更新を受ける必要があることを明確にするものです。

第5条第2項では、受給資格認定の更新について、第4条の受給資格認定の規定を準用することを定めております。こちらは新規認定と更新認定の手続を整合させるための整理となります。

第5条第3項では、受給資格が明らかな場合は申請によらず職権による更新ができるように変更されまして、1年に1度行う一斉更新の際、重度心身障害者を想定するものとなります。住民の申請負担を軽減し、行政手続を簡素化するための規定となります。

次に、第6条の見出しでは、「受給資格者証及び減額認定証の提示」から、「受給資格認定及び減額認定に関する情報の提供等」へ改めるものです。紙の受給資格者証の提示だけでなく、マイナンバーカード等を用いた情報提供にも対応する変更となります。

次に、第6条第1項では、医療機関等で受診する際、資格確認書等の提示のほか従来の受給資格者証の提示、または新たに個人番号カードを用いて情報通信技術により受給資格情報を提供することができるように追加されたものです。こちらはマイナンバーカードを活用した資格確認に対応するためとなります。

続きまして、第6条第2項では、重度心身障害者等が医療費の支給を受ける際に必要となる減額認定等について、電子資格確認等や資格確認書等による提示、表示ができるよう表現を整理するもので

す。こちらのマイナンバーを活用したオンライン資格確認のデジタル基盤の整備については、令和9年4月1日施行でございます。

最後に、議案書をご覧いただきまして、附則でございますが、附則第1条については、先ほども申し上げさせていただいた施行日となります。

附則第2条については、経過措置について、県外現物給付可能月までは従前の例によるものとします。

附則第3条については、既に交付済みの受給資格者証については改正後の受給資格者証と見なします。

附則第4条については、準備行為として、条例施行前から必要な事項について準備できるようにしております。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（酒巻広明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（酒巻広明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（酒巻広明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第20号 千代田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（酒巻広明君） 起立全員であります。

よって、議案第20号は原案どおり可決されました。

○議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（酒巻広明君） 日程第4、議案第21号 和解についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（酒巻広明君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第21号 和解について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、昨年度、町と業務委託契約を締結した議案書に記載の業者が業務完了前に事業を停止し、破産手続きが開始されたことにより、業務の履行済出来高に相当する金額の請求が破産管財人弁護士よりなされたことに対する町の対応について、議会の議決を求めるものであります。

具体的には、議案書の和解の内容にありますとおり、破産管財人弁護士と町双方の合意として町が220万円を支払う内容となりますが、この行為が和解に当たりますことから、地方自治法の定めにより議決の必要が生じるため、議案として上程をさせていただいたものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（酒巻広明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（酒巻広明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（酒巻広明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第21号 和解についてを原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（酒巻広明君） 起立全員であります。

よって、議案第21号は原案どおり可決されました。

○議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（酒巻広明君） 日程第5、議案第22号 令和8年度千代田町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第22号 令和8年度千代田町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,642万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ89億1,642万5,000円とするものであります。

補正の主な内容ですが、歳入では事業費追加等により、国庫支出金及び県支出金のほか、財産収入、

寄附金などを追加いたします。

歳出では、各款において職員の人事異動等に伴う人件費の整理を行います。

総務費では、土地売却に伴う子育て世帯向け民間賃貸共同住宅建設支援事業補助金及び企業版ふるさと納税に係る手数料を追加いたします。

民生費では、福祉医療対象範囲拡大によるシステム改修委託料及び地域子育て支援拠点事業委託料などを追加いたします。

農林水産業費では、担い手の経営改善に必要な地域農業構造転換支援事業補助金などを追加いたします。

商工費では、企業版ふるさと納税に係る川せがき補助金を追加いたします。

土木費では、法定外公共物管理事業や道路台帳整備事業の委託料を追加、また地域商社設立推進事業に係る予算の組替えによる追加または減額を行うほか、公園管理事業ではシンワコンストラクションからかけ公園野球場のトイレ建替え工事に係る施工監理委託料や関連工事費など追加いたします。

教育費では、いじめ問題に対応するため、報償費などを追加いたします。

詳細については、総務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（酒巻広明君） 茂木総務課長。

○総務課長（茂木久史君） それでは、議案第22号につきまして詳細説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、先ほど町長から説明があったとおりでございます。

それでは、補正予算の主なものにつきまして、事項別明細書によりご説明いたします。8ページ、9ページをお願いいたします。なお、説明に当たりましては、右側説明欄を基にご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

初めに、歳入でございます。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金では、就労定着支援扶助費1名分追加による国庫負担分となります。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金では、障害者自立支援事業の電算システム改修の補助金を追加いたします。

15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金では、就労定着支援扶助費に係る県費負担金となります。

15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金では、担い手の経営改善に必要な農業用機械、施設導入に係る地域農業構造転換支援事業補助金、麦の生産性向上に係る麦類生産技術向上補助金を追加し、次のページに移りまして、イチゴ生産基盤の強化に必要な施設、機械設備に係る群馬県野菜花き振興事業補助金を追加いたします。

16款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入では、大字舞木の旧警察官待機宿舍用地の

売払収入といたしまして1,066万円を計上するものです。

次に、17款寄附金、1項寄附金、3目ふるさと応援寄附金では、企業版ふるさと納税の見込額を追加いたします。

18款繰入金、2項基金繰入金、5目企業版ふるさと納税基金繰入金では、昨年度いただきました企業版ふるさと納税140万円を基金積立てしていたものがございまして、今年度の川せがき事業へ活用するために基金繰入金として計上するものでございます。

次に、12ページ、13ページをお願いいたします。20款諸収入、5項雑入、2目給食費納入金では、職員分の給食費納入金を追加いたします。

続きまして、14ページ、15ページをお願いいたします。続きまして、歳出についてご説明をさせていただきます。歳出の補正のうち各款におきまして全般的に職員人件費の補正を行っておりますが、人事異動に伴う精査等を行いましたことから全体的な補正となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、歳出の主なものにつきまして、右側説明欄を基にご説明いたします。2款総務費、1項2目広報広聴費では、次のページにまたがりましても、一般経費におきまして「広報ちよだ」、こちら2025年8月号が全国広報コンクール町村の部で総務大臣賞に選ばれましたことに伴い、全国広報広聴研究大会に係る参加旅費及び負担金を追加いたします。

4目財産管理費では、大字舞木の旧警察官待機宿舍用地の利活用に係る千代田町子育て世帯向け民間賃貸共同住宅建設支援事業補助金1,000万円を計上いたします。

11目まち・ひと・しごと創生事業では、企業版ふるさと納税の見込額追加に伴い、マッチング手数料を追加いたします。

おめくりいただきまして、18、19ページをお願いいたします。2款総務費、2項2目賦課徴収費では、固定資産課税客体資料等作成業務委託において破産法人への出来高部分の支払い額が確定したため、220万円を追加いたします。

20ページ、21ページをお願いいたします。3款民生費、1項2目障害者福祉費では、就労定着支援扶助費1名分及び報酬改定による障害支援区分認定システム改修委託料を追加いたします。

4目医療福祉費では、福祉医療の対象範囲を精神障害者保健福祉手帳1級まで新たに拡充するため、システム改修の電算業務委託料を計上いたします。

次に、2項1目児童福祉費では、2つ目の丸印、重層的支援体制整備事業の地域子育て支援拠点事業において従事者の時間額から月額への雇用形態変更による人件費の増額分を追加いたします。

ページが飛びまして、24、25ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項3目農業振興費では、担い手の経営改善に必要な農業用機械施設導入に対する地域農業構造転換支援事業補助金を計上し、次のページに移りまして、麦の生産性向上を支援する麦類生産技術向上事業補助金及び群馬県の育成品種を核といたしますイチゴ生産基盤の強化に係る群馬県野菜花き振興事業補助金を計上いた

します。

1 項 5 目農地費では、大字赤岩地内の小規模農村整備事業に係る分筆登記手数料、実施設計業務委託料、工作物等移転補償費などを追加いたします。

7 款商工費、1 項 5 目観光費では、先ほどの歳入における企業版ふるさと納税基金繰入金分と、今年度川せがき事業への企業版ふるさと納税見込み分を合算いたしまして、川せがき助成金を追加計上いたしました。

おめくりいただきまして、28、29ページをお願いいたします。8 款土木費、2 項 1 目道路橋梁総務費では、1 つ目の丸、法定外公共物管理事業、それと 2 つ目の丸、道路台帳整備事業においては、共に、昨年度破産した法人から別法人への業務委託を行うために必要となる図面やデータを復元するための委託料を計上しております。

おめくりいただきまして、30ページ、31ページをお願いいたします。4 項 1 目都市計画総務費では、2 つ目の丸印、一般経費において、群馬県が実施する都市計画基礎調査に係る町負担金を追加し、3 つ目の丸印の地域商社設立推進事業では予算の組替えを実施いたしまして、それぞれ追加、減額をしております。

3 目の公園管理費では、2 つ目の丸印の公園管理事業において、シンワコンストラクションくらかけ公園野球場のトイレ建て替え工事に伴う建築確認等手数料、工事監理委託料及び用具入れ物置の設置工事費を追加いたします。

5 目の東部住宅団地建設費では、ふれあいテラス共用部の電気、水道料を追加いたします。

おめくりいただきまして、32ページ、33ページをお願いいたします。10 款教育費、1 項 2 目事務局費では、2 つ目の丸印、一般経費においていじめ問題対応に係る報償費、及び 4 目教育研究所費において講師謝礼を追加いたします。

ページが飛びまして、36、37ページをお願いいたします。5 項 4 目給食センター費では、2 つ目の丸、共同調理場施設運営費において、スチームオープンなどの修繕料を追加いたします。

おめくりいただきまして、38、39ページをお願いいたします。最後に、14 款予備費、1 項予備費を 977 万 5,000 円減額いたしまして、収支の均衡を図るものでございます。

なお、次のページ以降につきましては、給与費明細書を添付させていただきました。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（酒巻広明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。よろしいですか。

2 番、茂木議員。

〔2 番（茂木琴絵君）登壇〕

○2 番（茂木琴絵君） すみません、ちょっとお聞きしたいことが 2 点ほどございます。

まず、35 ページの図書館費のほうなのですけれども、こちらのほうで職員人件費としてかなりの額

が減額されております。先日の人事異動の件で山屋図書館のほうの館長が今度森田局長にということになりましたが、そちらのほうの業務等はしっかりとこの状態でできるのかどうかということをお聞きしたいのと、あとこども園のほうのやはり会計年度の方とかが減っていると思うのですが、ごめんなさい、職員人件費であったと思うのですが、23ページのほうの職員人件費として東こども園、西こども園ということで、会計年度職員の方と普通の職員の方の差というのは分かるのですが、一体どこがどう異動して、何人ほど異動しているのかということ。

あと、例えばですけれども、女性の職員の方の場合には妊娠、出産等でお休みになる可能性もございますので、会計年度よりも時間給ということで、パートのような形で雇用したほうがいいというお話もありますので、そこら辺は町のほうでどういうふうにやって、人数というか、確保するために募集をかけているのかというのを詳しくお教えいただけたらと思います。お願いいたします。

○議長（酒巻広明君） 森田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森田晃央君） ご質問にお答えいたします。

まず、35ページの図書館の人件費に関しましてご説明したいと思います。先ほど議員のほうからお話がありましたとおり、人事異動に伴いまして、図書館長のほうは私が兼務という形で務めさせていただいております。図書館につきましては、正職員が1名、月額会計年度職員が1名、時間額の会計年度職員が2名という体制で行っております。その配置をされた職員で現状、勤務時間はそれぞれ異なる部分はありますけれども、支障のないように運営をさせていただいているという状況でございます。

続きまして、予算書のページ、22ページ、23ページに絡むこども園の人件費につきましてご説明をさせていただきたいと思います。まず、東こども園につきましては、説明にありましたとおり、人事異動というものが大きな要因ではございますけれども、月額会計年度職員が昨年度3名おったところ、今現状で1名ということになっております。更に、時間額の職員が1名退職という形で減額になっております。

更に、西こども園につきましては、月額会計年度職員が6名、時間額のほうに異動といいますか、配置換えになりましたので、その6名分と、更には退職者、月額、時間額とも1名おりましたので、大幅な減額となっている状況でございます。こちらにつきましては、職員の自己都合という言い方はおかしいですけれども、やはり今後の、プライバシーに係ることなので詳細は避けますけれども、妊娠に力を入れたいですとか、今後ちょっと自分でやりたいことがあるという部分、再三説得はさせていただいたのですけれども、やはり自己都合という部分で優先していただく部分もあるかと思うので、月額から時間額、あるいは退職ということで、そういった道を選ばれたという状況でございます。

こちら、こういった話も突然出る話ではございませんので、もちろん説得をしながら、辞められる方もいらっしゃると思いますので、適宜職員の募集は行っておるのですが、なかなか応募につながっていな

いと。更には、派遣会社に問合せをさせていただいて、人員確保に努めているところでございます。

以上です。

○議長（酒巻広明君） 2番、茂木議員。

○2番（茂木琴絵君） ご説明ありがとうございます。私のほうでもそうなのですが、畑中議員のほうでも昨日の一般質問でさせていただいたと思うのですが、ぜひ子供の教育に関しては、惜しみないと言ってはちょっと言葉がおかしいのですが、しっかりと保障であるとか、あとは教育であるとかというしっかりとしたものを千代田町で提供できるような形にさせていただけたらと思います。やはりこの時代になってきましたので、働き方改革というのもありましたが、フレキシブルに動けるような形で、前もお話しいただきましたが、西こども園、東こども園と両方に携わっている方もいらっしゃるということですので、ぜひそこのところは惜しまずに、しっかりと募集もさせていただけたらと思います。

また、山屋図書館のほうでも、やはり1名館長が不在というか、今局長がやっていらっしゃるということですが、やはりずっといるわけには、多分局長のほうもお忙しいので、できないと思いますので、ぜひ、もしそこのところに入れていただければ、人員を確保していただいて、しっかりと図書館のほうの運営もさせていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（酒巻広明君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 異動のことですから、私のほうもちょっと責任がありますので、ちょっとお話しさせていただきます。

千代田町の全職員は今何名でしょうか。その辺は議員さんも把握していると思うのです。116名です。正職員です。パートタイマーとか会計年度とか入れますと、二百三十数名おります。私が議員をやっているときに100名を切っていました、正職員が。先日、1年前まで114名でした。今116名です。これ、枠は、私どもの自治体の中では127名、128名ぐらいの枠はあると思うのです。あるのですけれども、その枠内ということで、今人事異動しながらやっているわけです。そうしますと、全体を通して、全体、ここにいるみんな、幹部職員がいるのですけれども、その中で今までの実績とかそういうのを含めて何名の職員がいたとか、あとはそこに室を据えたり、例えば向こうにあるスポーツ推進係1名増やしたわけですね。これはなぜ増やしたかといいますと、国スポがあるわけですね。3年後にですね。そういうことをいろいろ考慮していきながら増やしているわけです。更には、教育長が力を入れている放課後子ども教室、これにも力を入れて、1名あそこにも人を増やしているわけです。

そのようなことも含めた中で、限られた人数の中で我々人事をそこに定めているわけなのです。そうしますと、図書館、先ほど局長が述べたように、全部で5名なのです。5名いるわけですから、ローテーションを組んで、議員もご存じだと思いますけれども、よく思うのですけれども、最近日が暮

れるのが遅くなりましたよね。あそこを通過して、ご存じでしょう。7時、8時にはもう電気は真っ暗ですから。そういうことも含めた中で、我々はこれから議論をこれまた幹部内でしていく必要があるのかなと。

図書館も、やる気があれば5人でも十分できると思います。

その辺含めて、いろんな部分で、限られた人数の中で配置をしてやらせていただいているわけです。その辺は民間と公共の違いってあるかも知れないですけども、例えばこども園にしても、昨日も述べたように、畑中議員の質問に答えたように、東西で230名弱ぐらいの園児がいるわけですよね。それを全部で、五十数名で回しているわけです。更に募集をかけているわけです。そう考えていきますと、民間で200名ちょっとの場合は40名弱ですよ、職員の方は。ところが、我々公共ですから、公的な園ですから、それに枠を、昨日も述べたように、3人に1人、そのような形で、ゼロ歳児ね、そういう形で、5歳児が25人に1人とか、そういう規定があるわけですから、その枠内にはめて我々も運営を行っているという状態。足りない部分に関しては派遣とかで補っていていると。

更には、先ほど局長が述べたように、いろんな事情があるわけです、働いている方は。例えば、会計年度の中でも2種類あります。月掛けもあります。責任の重さというのが全然違うのです。もし職員に何かあったとき、正職員というのは、ここにいる職員の皆さんは責任の重さが全然違うのです。ところが、派遣とか会計年度で来た、ポジションにいる方、万が一何かあったとき、責任は全然取りたくないですよ、正直言って。ですので、そういうことも含めた中で、我々はその人事というのをいろいろ考慮しながら、我々も全体を見て、それで配置をしています。

議員が述べたように、図書館に人を1名なり2名なりプラスしてくださいという気持ちは分かるのですけれども、全体を含めた中で我々もいろいろ人事異動は行っていますので、ご理解していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（酒巻広明君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

3番、金子議員。

[3番（金子浩二君）登壇]

○3番（金子浩二君） 27ページの一番上の麦類生産技術向上事業補助金、多分県の補助金になると思うのですけれども、これに対象するのはどういう方が対象で、技術向上なので、機械を新しく入れ替えたりだとかした人が対象なのか、それから生産量に対して対象なのか、どういう補助金なのかちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（酒巻広明君） 赤井産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（赤井 聡君） ご質問にお答えさせていただきます。

27ページ、最上段ですね。麦類生産技術向上事業の補助金でございますが、こちらの国の令和7年度補正予算で新たに事業化になった事業でございますが、国の小麦の国産化を推進するため、麦の品

質向上や病害対策、気象変動、生産費上昇への対応などの近年の麦類を取り巻く課題に対しまして、地域ぐるみで麦の生産性の向上を図る産地を支援するというものでございます。

対象者でございますが、水田及び畑地において麦類を生産しております生産者が対象となっておりまして、こちら令和8年度産の麦類の作付面積に応じまして、10アール当たり2,000円以内で事業補助のほうをするというような内容となっております。

以上でございます。

○議長（酒巻広明君） 3番、金子議員。

○3番（金子浩二君） では、生産量、作付面積に対してかかっているということ。それはもうほとんどの、今町内の生産者でこの補助金対象になる人にはもうちゃんと話はしてあって、もう調べてあって、この金額になるということになるのでしょうか。

○議長（酒巻広明君） 赤井産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（赤井 聡君） 今回金額のほうの算出といたしましては、令和7年度作付された農家さんの人数のほうを基といたしまして、人数のほうを把握しております。また、こちら事業実施に当たりましては、生産者に対して説明会等を行いまして、生産性の向上を図る内容の説明会のほうを実施する必要があるのですけれども、そちらにおいても3月既に実施のほうをいたしまして、多くの方にご参加いただいているところでございます。

以上です。

○議長（酒巻広明君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（酒巻広明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（酒巻広明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第22号 令和8年度千代田町一般会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（酒巻広明君） 起立全員であります。

よって、議案第22号は原案どおり可決されました。

○議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（酒巻広明君） 日程第6、議案第23号 令和8年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第23号 令和8年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ270万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ11億3,366万4,000円とするものであります。

補正の主な内容ですが、歳入では、8款諸収入、2項雑入の第三者行為納付金を追加いたします。

歳出では、1款総務費、1項総務管理費の電話料、第三者行為事務処理事業負担金を追加するほか、3款国民健康保険事業費納付金の後期高齢者支援金分、介護給付金分、子ども支援金分が本算定により給付金額に確定し、追加するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（酒巻広明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（酒巻広明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（酒巻広明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第23号 令和8年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（酒巻広明君） 起立全員であります。

よって、議案第23号は原案どおり可決されました。

○同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（酒巻広明君） 日程第7、同意第3号 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（酒巻広明君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 同意第3号 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和8年6月13日をもって任期満了となります岩橋逸男氏を引き続き委員に委嘱いたしたく、千代田町情報公開・個人情報保護審査会条例第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

岩橋氏におかれましては、平成20年4月から本審査会の委員として、また令和元年6月からは会長として活躍いただいております、これまでの豊富な委員実績と優れた識見を有していることから、引き続き委員に委嘱いたしたく提案するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（酒巻広明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（酒巻広明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（酒巻広明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

同意第3号 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについて、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（酒巻広明君） 起立全員であります。

よって、同意第3号は原案どおり同意することに決定いたしました。

○同意第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（酒巻広明君） 日程第8、同意第4号 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（酒巻広明君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 同意第4号 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和8年6月13日をもって任期満了となります羽中田陽子氏を引き続き委員に委嘱いたしたく、千代田町情報公開・個人情報保護審査会条例第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

羽中田氏におかれましては、令和5年6月から本審査会の委員として活躍いただいております。これまでの委員実績に加え、民間企業において培われた優れた識見を有していることから、引き続き委員に委嘱いたしたく提案するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（酒巻広明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（酒巻広明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（酒巻広明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

同意第4号 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについて、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（酒巻広明君） 起立全員であります。

よって、同意第4号は原案どおり同意することと決定いたしました。

○同意第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（酒巻広明君） 日程第9、同意第5号 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（酒巻広明君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 同意第5号 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、現在の委員であります入谷忠氏より、令和8年6月13日の任期満了をもって退任の申出がございましたので、同氏の後任として、福島在住の高橋充幸氏を委嘱いたしたく、千代田町情報公開・個人情報保護審査会条例第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

高橋氏におかれましては、これまで町職員として長きにわたり住民福祉の向上に寄与され、豊富な行政経験に加え、社会福祉協議会事務局長として地域福祉の充実にも貢献されました。また、退職後には福島地区の行政区長を2年間務め、特に昨年度は本町の区長会長として地域コミュニティ全体の充実、強化にも手腕を発揮されるなど地域の信頼も厚く、人格も高潔であるため、今回ご提案するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（酒巻広明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（酒巻広明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（酒巻広明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

同意第5号 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについて、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（酒巻広明君） 起立全員であります。

よって、同意第5号は原案どおり同意することに決定いたしました。

○同意第6号～同意第14号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（酒巻広明君） お諮りいたします。

この際、日程第10、同意第6号から日程第18、同意第14号まで一括議題として、質疑、討論も一括としたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（酒巻広明君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、同意第6号から日程第18、同意第14号まで、千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、以上9件を一括議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（酒巻広明君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） ただいま一括上程されました同意第6号から同意第14号 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、農業委員会の委員の任期が令和8年7月19日で満了となることから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、農業委員会の委員として任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

初めに、同意第6号、赤岩在住の植木富美子氏におかれましては、農業委員会等に関する法律第8条第6項で、委員の任命には「農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない」と定められていることから、農業者以外の者で中立な立場で公正な判断をすることができる者として、第2行政区より農業委員として適任者であると推薦をいただきました。

次に、同意第7号、赤岩在住の柴崎一彦氏におかれましては、現在、農地利用最適化推進委員としてご活躍されており、また認定農業者であり、農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有され、第3行政区より農業委員として適任者であると推薦をいただきました。

次に、同意第8号、瀬戸井在住の川島達也氏におかれましては、現在、農地利用最適化推進委員として活躍しております。また、認定農業者であり、農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有され、第4行政区より農業委員として適任者であると推薦をいただきました。

次に、同意第9号、下中森在住の荻野道子氏におかれましては、現在、農業委員としてご活躍されており、また女性農業者として農業及び酪農業に従事し、豊富な経験と知識を有され、第7行政区より農業委員として適任者であると推薦をいただきました。

次に、同意第10号、木崎在住の金子一紀氏におかれましては、現在、農業委員としてご活躍されており、農事組合法人木崎の構成員であるとともに、農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有され、第9行政区より農業委員として適任者であると推薦をいただきました。

次に、同意第11号、赤岩在住の椎名勝弘氏におかれましては、現在、農業委員としてご活躍されており、また認定農業者であり、農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有され、第11行政区より農業委員として適任者であると推薦をいただきました。

次に、同意第12号、福島在住の新島文幸氏におかれましては、現在、農業委員としてご活躍されており、また長年農業に携わり、農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有され、第12行政区より農業委員として適任者であると推薦をいただきました。

次に、同意第13号、舞木在住の小林祐治氏におかれましては、現在、農業委員としてご活躍されており、以前、邑楽館林農業協同組合に勤務されていたことから農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有され、第14行政区より農業委員として適任者であると推薦をいただきました。

最後に、同意第14号、舞木在住の下山克則氏におかれましては、現在、農業委員としてご活躍されており、長年農業に携わり、農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有され、第16行政区より農業委員として適任者であると推薦をいただきました。

以上、9名について提案するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（酒巻広明君） 説明が終わりましたので、これより9議案について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（酒巻広明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（酒巻広明君） 討論を終結いたします。

同意第6号から同意第14号までを1議案ごとに採決いたします。

初めに、同意第6号 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（酒巻広明君） 起立全員であります。

よって、同意第6号は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第7号 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（酒巻広明君） 起立全員であります。

よって、同意第7号は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第8号 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（酒巻広明君） 起立全員であります。

よって、同意第8号は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第9号 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（酒巻広明君） 起立全員であります。

よって、同意第9号は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第10号 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（酒巻広明君） 起立全員であります。

よって、同意第10号は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第11号 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（酒巻広明君） 起立全員であります。

よって、同意第11号は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第12号 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（酒巻広明君） 起立全員であります。

よって、同意第12号は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第13号 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（酒巻広明君） 起立全員であります。

よって、同意第13号は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第14号 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（酒巻広明君） 起立全員であります。

よって、同意第14号は原案どおり同意することに決定いたしました。

○次会日程の報告

○議長（酒巻広明君） これで本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。ただいまから11日まで休会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（酒巻広明君） ご異議なしと認めます。

よって、11日まで休会といたします。

なお、明日10日水曜日は午前9時より総務産業常任委員会、午後1時30分より文教民生常任委員会を、それぞれ全員協議会室にて開会いたしますので、よろしくお願いいたします。

○散会の宣告

○議長（酒巻広明君） 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午前10時23分）

令和 8 年第 2 回千代田町議会定例会

議事日程（第 3 号）

令和 8 年 6 月 1 2 日（金）午前 9 時開議

（その 1）

日程第 1 閉会中の継続調査の申し出

（その 2）

日程第 2 議案第 2 4 号 令和 8 年度千代田町一般会計補正予算（第 2 号）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（11 名）

1 番	畑	中	弘	司	君	2 番	茂	木	琴	絵	君
3 番	金	子	浩	二	君	4 番	橋	本	博	之	君
5 番	原	口		剛	君	6 番	大	澤	成	樹	君
7 番	橋	本	和	之	君	8 番	大	谷	純	一	君
9 番	森		雅	哉	君	10 番	柿	沼	英	己	君
11 番	酒	巻	広	明	君						

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	高	橋	純	一	君
副	町	宗	川	正	樹	君
教	育	田	島	育	子	君
総	務	茂	木	久	史	君
総	合	須	永	洋	子	君
会	計	大	谷	英	希	君
税	務					
住	民	高	田	充	之	君
生	活					
課	長					

保健福祉課長	下	山	智	徳	君
産業振興課長兼 農業委員会 事務局局長	赤	井		聡	君
建設下水道課長	坂	部	三	男	君
都市整備課長	大	川	智	之	君
教育委員会 事務局局長	森	田	晃	央	君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	久	保	田	新	一
書 記	山	邊	悠	以	
書 記	鈴	木	貴	士	

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長（酒巻広明君） おはようございます。

本日の出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年第2回千代田町議会定例会3日目の会議を開きます。

○閉会中の継続調査の申し出

○議長（酒巻広明君） これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

配付してあります申出書のとおり、各常任委員長、議会運営委員長並びに議会改革推進特別委員長から閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（酒巻広明君） ご異議なしと認めます。

よって、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

○日程の追加

○議長（酒巻広明君） この際、お諮りいたします。

あらかじめ配付いたしました案件について、議事日程に追加したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（酒巻広明君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第2を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（酒巻広明君） 日程第2、議案第24号 令和8年度千代田町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 皆さん、おはようございます。議案第24号 令和8年度千代田町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に変更ありませんが、予算の組替えを行うものであります。

補正の主な内容ですが、歳入では予算の変更はありません。

歳出では、総務費のうち、情報システム事業として、役場庁舎内の1階から3階までの各フロアにおける業務用情報ネットワークの安定的な通信環境を確保するための改修事業に係る業務委託料を510万円追加するとともに、予備費に関して同額の510万円を減額し、予算の組替えを行うものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（酒巻広明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（酒巻広明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（酒巻広明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第24号 令和8年度千代田町一般会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（酒巻広明君） 起立全員であります。

よって、議案第24号は原案どおり可決されました。

以上で今定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

○町長挨拶

○議長（酒巻広明君） 町長に発言を求められておりますので、これを許します。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 令和8年第2回議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今週8日から本日までの5日間にわたり、ご提案申し上げました各議案につきまして慎重なご審議を賜り、厚く御礼申し上げます。また、議員各位より一般質問はじめ常任委員会などでいただきましたご意見、ご提案につきまして、今後の町政運営に生かしながら、よりよいまちづくりを目指し、取り組んでまいります。

さて、先週、台風6号が沖縄を通過後、日本本土の太平洋沿岸部に沿って進みながら、各地に風水

害をもたらしたところであります。本町においては、6月3日の朝に最接近するため警戒をしていたわけですが、予想よりも進路が変更となり、本町においても被害の報告はありませんでした。

また、気象庁より梅雨入りが発表されましたが、今月から10月まで出水期の期間となります。

先月5月16日には、議員各位にもお世話になりましたが、第74回利根川水系連合・総合水防演習が赤岩渡船場の上流において開催されたところであります。当日は国土交通省、群馬県、消防機関などをはじめ多くの関係機関が連携し、本番さながらの実践的な訓練が行われ、関係者、来場者を合わせて8,000人の皆様に千代田町へお越しいただきました。この場をお借りいたしまして御礼申し上げます。ありがとうございました。

演習後には関係機関へお礼を兼ねて訪問し、災害時の連携の強化や利根川新橋に関することなど情報交換を図るとともに、日頃からの備えの重要性を再認識したところであります。町といたしましても、危機管理室を中心に、町民の皆様の生命と財産を守ることを最優先に、引き続き防災体制の強化に努め、安全、安心なまちづくりを推し進めてまいります。

また、毎年山本群馬県知事と県内の市町村長との意見交換として、未来構想フォーラムを各ブロックごとに分けて実施しておりましたが、今年は山本知事が県内35市町村の全てを訪問し、実施されます。千代田町は9月2日に総合保健福祉センターで実施いたします。議員各位にもご案内いたしますので、ご参加いただきますようよろしくお願いいたします。

現在、役場庁内では攻めのガバナンスプロジェクトを発足し、職員の職場環境や業務改善を目的に全職員へアンケートを取り、その結果を踏まえて、実践できることから様々な取組を開始したところであります。また、地方創生に係るまちづくり会社の設立に向け、ちよだみらいづくりプロジェクトを発足させるため、職員に参加、協力を依頼し、これから実施していくところであります。

この会期中でもお話ししましたが、本町に係る職員は240名を超えます。年代をはじめ価値観や考え方も一人一人違うわけであり、いろいろな職員がおります。職員が心も体も元気でいなければ、町を活性化させ、町民の笑顔を守ることは難しくなってしまいます。私は職員を預かる大家族の長として、職員の心身状態をはじめ、適材適所などを見極めつつ、先ほども申し上げましたようなプロジェクトを通して職員の質を高めながら、与えられたポジションで誇りと自信を持って、失敗を恐れずに職務を全うできるような人材育成にも取り組んでまいります。

話題を変えますが、私ごとで大変恐縮でございますが、先月5月20日に群馬県総合表彰の栄に浴することができました。この表彰は私一人が頂いたものではなく、議員各位をはじめ歴代の町執行部職員や関係機関、そして何よりも町民の皆様のお力添えがあったからこそ頂くことができたものと受け止めております。

町長就任後を振り返りますと、あっという間の10年でありました。以前は「十年一昔」とよく言われたものでありますが、現代はテクノロジーの進化やトレンドのサイクルが非常に速く、3年から5年程度、もしくはもっと速いスピードで環境が一変することもあります。私が公約に上げてまいりま

した住環境の整備、福祉、医療、健康の推進、防災、減災対策、子育て、教育環境の充実など様々な課題に向き合いながら、各種施策や事業に取り組んでいるところであります。これまで多くの皆様に支えていただきながら、本町の発展に向けた歩みを一歩ずつ着実に前へ前へと推し進めることができたものと感じております。

現在、なかさと公園拠点整備事業や小中一貫校整備事業をはじめ新規工業団地の造成、新たな都市計画道路など、将来を見据えた重要な施策を推し進めております。また、今年は「つなぐ」という言葉を念頭に置きながら、2月1日にマナベインテリアハーツ様西側の公園用地にふれあいスケートパークを整備し、4月1日にふれあいテラス内において、ふれあいタウンちよだの現地案内所の移設、そして4月3日には赤岩渡船場の入り口の赤岩信号機の付近に新たな拠点、交流拠点として赤岩ベースをオープンし、新たな点や既存の点などを結びつけることで地域活性化への期待も高まってまいります。

そのほかにも保健センターと総合福祉センターを1つの施設に集約したほか、都市計画道路赤岩新福寺線の開通、我々の悲願でありました利根川新橋の架橋決定など、この場では報告し切れないほどのことを、職員とともに汗を流しながら議員各位に丁寧な説明を心がけ、町民の皆様にもご理解いただき、これまで町政運営を行ってこれることができました。この場をお借りいたしまして、改めて心から感謝と御礼を申し上げます。

今後も初心を忘れることなく、これまでの経験を糧としながら、勇気と情熱を持って、町民の皆様が将来に希望を持ち、安心して暮らし続けることができる千代田町の実現に向けて邁進してまいりますので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びになりますが、議員各位におかれましては、今後とも町政発展のため一層の力添えを賜りますようお願い申し上げますとともに、ご健勝とご活躍をご祈念申し上げ、閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○閉会の宣告

○議長（酒巻広明君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、6月8日から本日までの5日間の会期で開催されました。5名の議員による一般質問が行われ、また報告や条例改正、和解、令和8年度補正予算、人事案件など数多くの重要案件が提出されました。

議員各位におかれましては、これらの議案に対し、終始熱心にご審議、ご決定を賜り、全議案が滞りなく議了し、予定どおりの日程をもって無事閉会の運びとなりました。円滑な議会運営へのご協力に対して、心から感謝を申し上げます。

また、町長をはじめ執行部の皆様、関係各位には、会期中何かとご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今回、人事案件においては、３名の千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員が同意されるとともに、９名の農業委員会の委員が同意されました。特に農業委員会においては、今後の農業振興において農地の在り方や担い手不足などの課題が、様々な問題等が山積していることと思いますが、千代田町の農業発展のためにご尽力いただきたいと思います。

また、今般可決された令和８年度一般会計補正予算では、子育て世代向け民間賃貸共同住宅の建設支援として、事業費に対する補助金が追加されました。町の活性化に向けて、今後の子育て世代の定住促進につながることを切に願っております。

町当局におかれましては、それぞれの審議過程で議員各位から出された意見や要望等について考慮していただき、町行政を推進されますようお願いいたします。議会といたしましても、町民の幸せと町の発展のために、引き続き議会としての役割を果たしてまいります。

結びとなりますが、梅雨に入り、蒸し暑い日が続きます。そして、梅雨が明けますと本格的な夏が到来します。どうか皆様方には一層ご自愛の上、町の発展のため、ますますのご活躍となお一層ご尽力を賜りますようお願い申し上げて、閉会の挨拶とさせていただきます。

以上をもちまして、令和８年第２回千代田町定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉 会 （午前 ９時１５分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

令和8年 月 日

千代田町議会議長 酒 巻 広 明

①署名議員 森 雅 哉

②署名議員 柿 沼 英 己